

うるま市国民保護計画 (案)

平成 年 月
うるま市

用 語

この計画で使用する用語等の意味と正式名称は下記のとおりである。

1 用語の定義

| 用 語 | 定 義 |
|------------|---|
| 知事 | 沖縄県知事 |
| 対処基本方針 | 武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針 |
| 緊急対処事態対処方針 | 緊急対処事態に対する対処方針 |
| 基本指針 | 国民の保護に関する基本指針 |
| 国民保護措置 | 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、国、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が武力攻撃から国民の生命身体及び財産を保護するために実施するものであり、避難、救援、武力攻撃災害への対処等の国民の保護のための措置 |
| 武力攻撃 | 我が国に対する外部からの武力攻撃 |
| 武力攻撃事態 | 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 |
| 武力攻撃予測事態 | 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 |
| 緊急対処事態 | 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 |
| 武力攻撃災害 | 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 |
| N B C 攻撃 | 核兵器 (Nuclear weapons)、生物兵器 (Biological weapons)、化学兵器 (Chemical weapons) による攻撃 |
| 生活関連等施設 | 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設 |
| トリアージ | 大規模な災害や事故により多数の傷病者が発生した際、救命の順序を決めるため、傷病者の重傷度、緊急性を分別する方法 |
| ダーティボム | 汚い爆弾とも言われ、放射性物質などの核汚染物質を詰めた爆弾。核爆弾のように核反応を用いず、火薬のみで爆発する。爆発が起きると爆弾内部に格納されていた核汚染物質が飛散し、放射線により周囲を汚染して被害を与える。 |

| 用語 | 定義 |
|-------------------------|---|
| 全国瞬時警報システム (J-ALERT) | 津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、国(総務省消防庁)が人工衛星を用いて市町村の防災行政無線を自動起動させ、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム |

2 機関名等の略称

| 略称 | 正式名称 |
|----------|---|
| 市 | うるま市 |
| 県 | 沖縄県 |
| 公安委員会 | 沖縄県公安委員会 |
| 県警察 | 沖縄県警察 |
| 市対策本部 | うるま市国民保護対策本部、うるま市緊急処理事態対策本部 |
| 県対策本部 | 沖縄県国民保護対策本部、沖縄県緊急処理事態対策本部 |
| 市現地対策本部 | うるま市国民保護現地対策本部 |
| 県現地対策本部 | 沖縄県国民保護現地対策本部 |
| 国対策本部 | 武力攻撃事態等対策本部、緊急処理事態対策本部 |
| 指定行政機関 | 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で政令で定めるもの |
| 指定地方行政機関 | 指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で政令で定めるもの |
| 指定公共機関 | 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で政令で定めるもの |
| 指定地方公共機関 | 都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県知事が指定するもの |

3 法令・条例名等の略称

| 略称 | 正式名称 |
|-----------|---|
| 国民保護法 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 |
| 国民保護法施行令 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 |
| 武力攻撃事態対処法 | 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律 |
| 国際人道法 | 武力紛争時に発生する傷病者や捕虜の待遇、ジュネーブ条約等の重大な違反行為である非人道的行為の処罰などを定めている国際法 |

目 次

| | | |
|-----|----------------------|----|
| 第1編 | 総 論 | 1 |
| 第1章 | 市の責務、計画の位置づけ、構成等 | 1 |
| 1 | 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ | 1 |
| 2 | 市国民保護計画の構成 | 1 |
| 3 | 市国民保護計画の見直し、変更手続 | 2 |
| 第2章 | 国民保護措置に関する基本方針 | 3 |
| 第3章 | 関係機関の事務又は業務の大綱等 | 5 |
| 第4章 | 市の地理的、社会的特徴 | 9 |
| 第5章 | 市国民保護計画が対象とする事態 | 15 |
| 1 | 武力攻撃事態 | 15 |
| 2 | 緊急処理事態 | 16 |
| 第2編 | 平素からの備えや予防 | 17 |
| 第1章 | 組織・体制の整備等 | 17 |
| 第1 | 市における組織・体制の整備 | 17 |
| 1 | 市の各部課室における平素の業務 | 17 |
| 2 | 市職員の参集基準等 | 18 |
| 3 | 消防機関の体制 | 20 |
| 4 | 国民の権利利益の救済に係る手続等 | 20 |
| 第2 | 関係機関との連携体制の整備 | 22 |
| 1 | 基本的考え方 | 22 |
| 2 | 県との連携 | 22 |
| 3 | 近接市町村との連携 | 23 |
| 4 | 指定公共機関等との連携 | 23 |
| 5 | ボランティア団体等に対する支援 | 24 |
| 第3 | 通信の確保 | 25 |
| 第4 | 情報収集・提供等の体制整備 | 26 |
| 1 | 基本的考え方 | 26 |
| 2 | 警報等の伝達に必要な準備 | 27 |
| 3 | 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 | 28 |
| 4 | 被災情報の収集・報告に必要な準備 | 29 |
| 第5 | 研修及び訓練 | 31 |
| 1 | 研修 | 31 |
| 2 | 訓練 | 31 |

| | | |
|-----|---------------------------------|----|
| 第2章 | 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え | 33 |
| 1 | 避難に関する基本的事項 | 33 |
| 2 | 避難実施要領のパターンの作成 | 34 |
| 3 | 救援に関する基本的事項 | 34 |
| 4 | 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 | 35 |
| 5 | 避難施設の指定への協力 | 35 |
| 6 | 生活関連等施設の把握等 | 35 |
| 第3章 | 物資及び資材の備蓄、整備 | 37 |
| 1 | 市における備蓄 | 37 |
| 2 | 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等 | 37 |
| 第4章 | 国民保護に関する啓発 | 39 |
| 1 | 国民保護措置に関する啓発 | 39 |
| 2 | 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 | 39 |
| 第3編 | 武力攻撃事態等への対処 | 40 |
| 第1章 | 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 | 40 |
| 1 | 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置 | 40 |
| 2 | 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 | 42 |
| 第2章 | 市対策本部の設置等 | 43 |
| 1 | 市対策本部の設置 | 43 |
| 2 | 通信の確保 | 49 |
| 第3章 | 関係機関相互の連携 | 50 |
| 1 | 国・県の対策本部との連携 | 50 |
| 2 | 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等 | 50 |
| 3 | 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 | 51 |
| 4 | 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 | 51 |
| 5 | 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 | 52 |
| 6 | 市の行う応援等 | 52 |
| 7 | ボランティア団体等に対する支援等 | 52 |
| 8 | 住民への協力要請 | 53 |
| 第4章 | 警報及び避難の指示等 | 54 |
| 第1 | 警報の伝達等 | 54 |
| 1 | 警報の伝達等 | 54 |
| 2 | 警報伝達の方法 | 55 |
| 3 | 緊急通報の伝達及び通知 | 55 |
| 第2 | 避難住民の誘導等 | 56 |
| 1 | 避難の指示の通知・伝達 | 56 |
| 2 | 避難実施要領の策定 | 56 |
| 3 | 避難住民の誘導 | 60 |

| | | |
|------|----------------------------|----|
| 4 | 避難所等における安全確保等 | 63 |
| 第5章 | 救援 | 67 |
| 1 | 救援の実施 | 67 |
| 2 | 関係機関との連携 | 67 |
| 3 | 救援の内容 | 68 |
| 4 | 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項 | 70 |
| 第6章 | 安否情報の収集・提供 | 71 |
| 1 | 安否情報の収集 | 72 |
| 2 | 県に対する報告 | 72 |
| 3 | 安否情報の照会に対する回答 | 72 |
| 4 | 日本赤十字社沖縄県支部に対する協力 | 73 |
| 第7章 | 武力攻撃災害への対処 | 79 |
| 第1 | 武力攻撃災害への対処 | 79 |
| 1 | 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 | 79 |
| 2 | 武力攻撃災害の兆候の通報 | 79 |
| 第2 | 応急措置等 | 80 |
| 1 | 退避の指示 | 80 |
| 2 | 警戒区域の設定 | 81 |
| 3 | 応急公用負担等 | 82 |
| 4 | 消防に関する措置等 | 83 |
| 第3 | 生活関連等施設における災害への対処等 | 85 |
| 1 | 生活関連等施設の安全確保 | 85 |
| 2 | 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 | 85 |
| 3 | 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止 | 86 |
| 第4 | 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等 | 87 |
| 1 | 武力攻撃原子力災害への対処 | 87 |
| 2 | NBC攻撃による災害への対処 | 87 |
| 第8章 | 被災情報の収集及び報告 | 90 |
| 第9章 | 保健衛生の確保その他の措置 | 91 |
| 1 | 保健衛生の確保 | 91 |
| 2 | 廃棄物の処理 | 92 |
| 第10章 | 国民生活の安定に関する措置 | 93 |
| 1 | 生活関連物資等の価格安定 | 93 |
| 2 | 避難住民等の生活安定等 | 93 |
| 3 | 生活基盤等の確保 | 93 |
| 第11章 | 特殊標章等の交付及び管理 | 94 |
| 第12章 | 離島における武力攻撃事態等への対処 | 96 |
| 1 | 避難 | 96 |
| 2 | 救援 | 97 |

| | | |
|-----|---------------------------|-----|
| 第4編 | 復旧等 | 98 |
| 第1章 | 応急の復旧 | 98 |
| 1 | 基本的考え方 | 98 |
| 2 | 公共的施設の応急の復旧 | 98 |
| 第2章 | 武力攻撃災害の復旧 | 99 |
| 第3章 | 国民保護措置に要した費用の支弁等 | 100 |
| 1 | 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 | 100 |
| 2 | 損失補償及び損害補償 | 100 |
| 3 | 総合調整及び指示に係る損失の補てん | 100 |
| 第5編 | 緊急処理事態への対処 | 101 |
| 1 | 緊急処理事態 | 101 |
| 2 | 緊急処理事態における警報の通知及び伝達 | 101 |
| 資料編 | | 資料1 |
| | 避難準備マニュアル | 1 |
| | 避難実施マニュアル | 17 |
| | 避難住民復帰マニュアル | 31 |
| | 復旧・復興マニュアル | 41 |
| | 緊急避難実施マニュアル | 52 |
| | 避難実施要領パターン作成にあたって | 58 |
| | 弾道ミサイルの場合 | 59 |
| | ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 | 62 |
| | 着上陸侵攻の場合 | 74 |
| | 避難誘導における留意点 | 76 |

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しにあたっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。(ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。)

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施にあたって、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

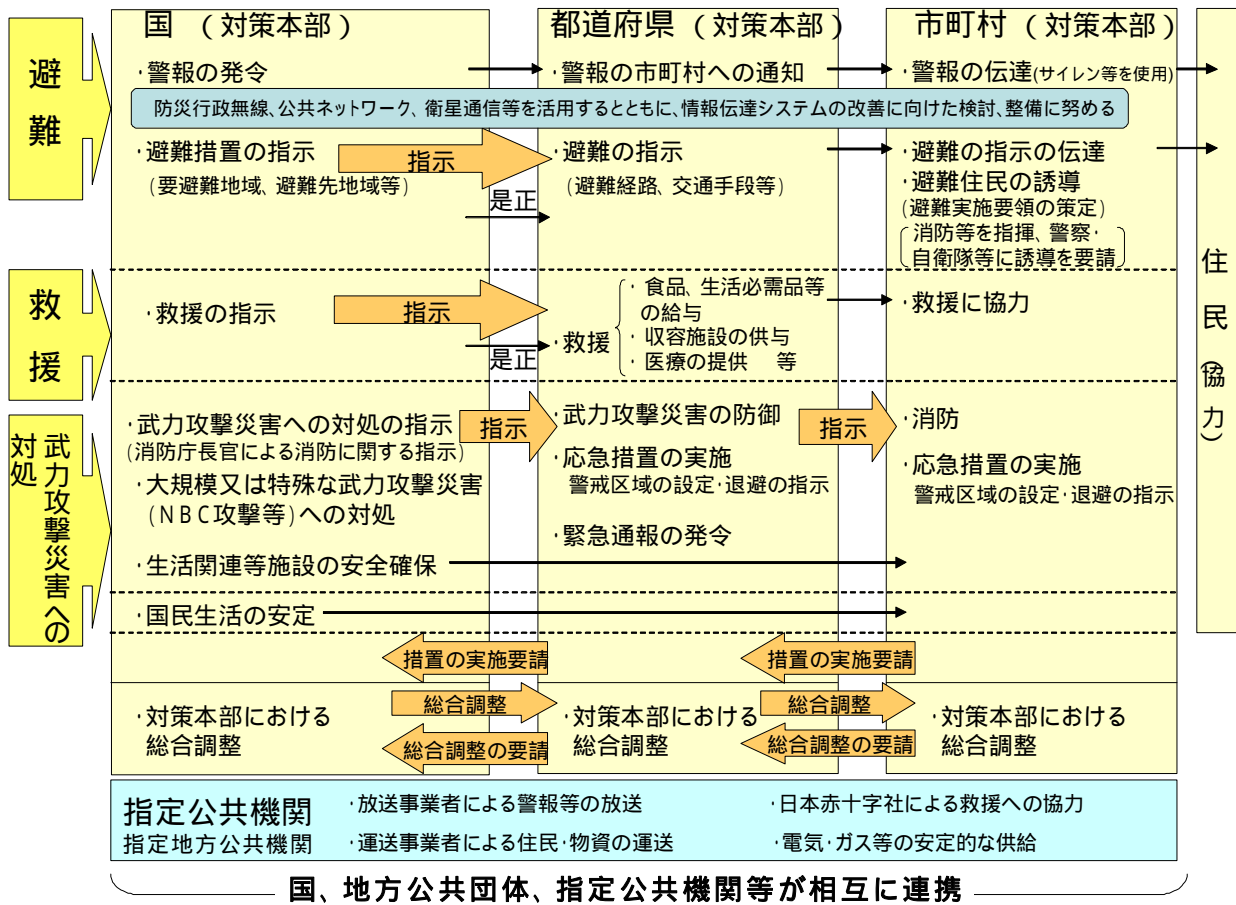
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施にあたり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

※【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



【市及び県】

| 機 関 名 | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱 |
|-------|---|
| うるま市 | <ol style="list-style-type: none"> 市国民保護計画の作成 市国民保護協議会の設置、運営 市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部の設置、運営 組織の整備、訓練 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関との調整その他住民の避難に関する措置の実施 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 |

| | |
|-----|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 特殊標章等の交付等に関すること。 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 |
| 沖縄県 | <ul style="list-style-type: none"> 1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 |

【指定地方行政機関】（※県国民保護計画に記述されている内容を記載）

| 機 関 名 | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱 |
|------------------|---|
| 九州管区警察局 | <ul style="list-style-type: none"> 1 九州管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 九州管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制 |
| 那覇防衛施設局 | <ul style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整 |
| 総務省 沖縄総合通信事務所 | <ul style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成 |

| | |
|--------------------|---|
| 内閣府 沖縄総合事務局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の要請 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会 5 武力攻撃災害対策用食糧及び備蓄物資の確保 6 農業関連施設の応急復旧 7 救援物資の円滑な供給の確保 8 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 9 被災中小企業の振興 10 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 11 港湾施設の使用に関する連絡会議 12 港湾施設の応急復旧 13 運送事業者への連絡調整 14 運送施設及び車両の安全保安 |
| 沖縄地区税関 | <ol style="list-style-type: none"> 1 輸入貨物の通関手続きに関すること |
| 九州厚生局沖縄分室 | <ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供 |
| 沖縄労働局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策 |
| 沖縄森林管理署 | <ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策復旧用資材の調達・供給 |
| 那覇産業保安 監督事務所 | <ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山における武力攻撃災害時の応急対応 2 発電所、ガス工作物等の施設及び火薬類、高圧ガス等の危険物質等の保安確保 |
| 大阪航空局 (那覇空港事務所) | <ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡会議 2 航空機の航行の安全確保 |
| 那覇航空交通管制部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の安全確保に係る管制上の措置 |
| 沖縄気象台 | <ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供 |
| 第十一管区 海上保安本部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示伝達 2 海上における避難住民の誘導・運送、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 |
| 九州地方環境事務所 | <ol style="list-style-type: none"> 1 有機物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 |

【指定公共機関及び指定地方公共機関】（※県国民保護計画に記述されている内容を記載）

| 機 関 名 | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱 |
|----------------|--|
| 放送事業者 | 1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。） の内容及び緊急通報の内容及び放送 |
| 運送事業者 | 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保 |
| 電気通信事業者 | 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱 |
| 電気事業者 | 1 電気の安定的な供給 |
| ガス事業者 | 1 ガスの安定的な供給 |
| 日本郵政公社 | 1 郵便の確保 |
| 病院 その他の医療機関 | 1 医療の確保 |
| 道路の管理者 | 1 道路の管理 |
| 日本赤十字社 | 1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答 |
| 日本銀行 | 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持 |

第4章 市の地理的、社会的特徴

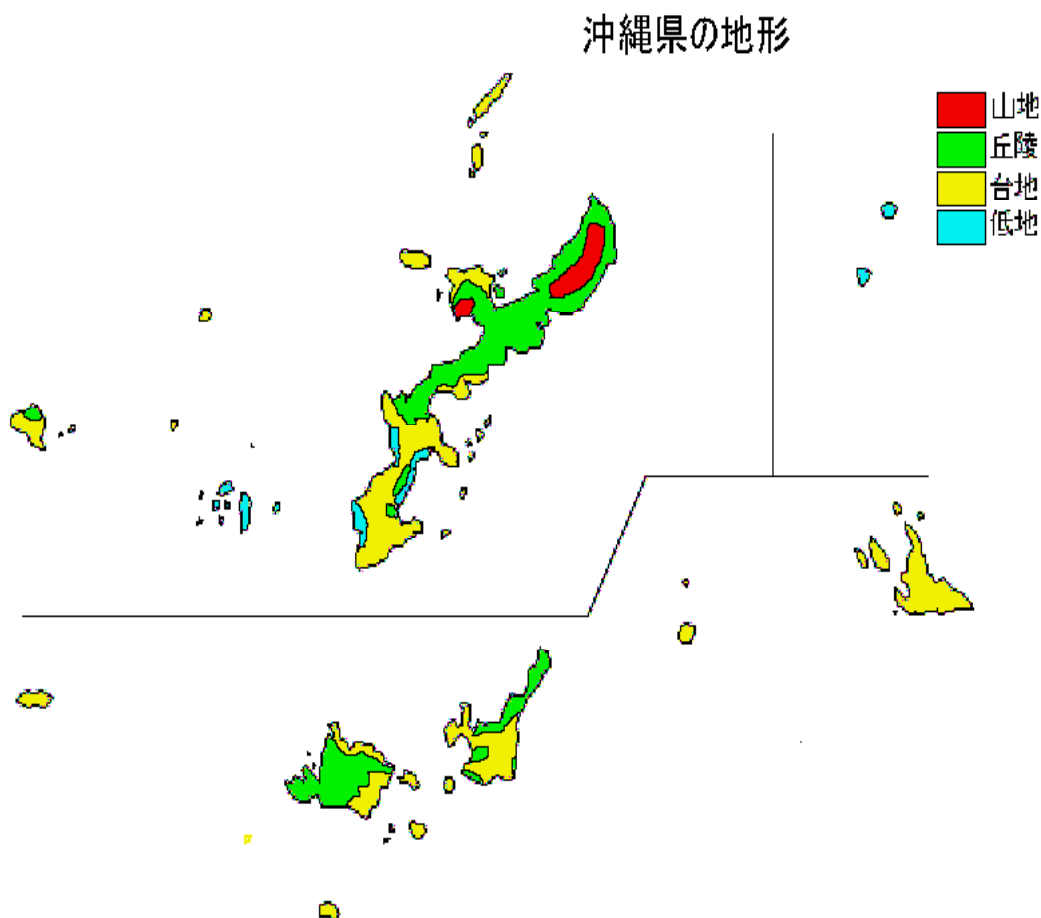
市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施にあたり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

本市は、県都那覇市から25km、沖縄本島中部東海岸に位置しており、西に沖縄市、北に金武町、恩納村と接しており、東・南に金武湾・中城湾と面している。

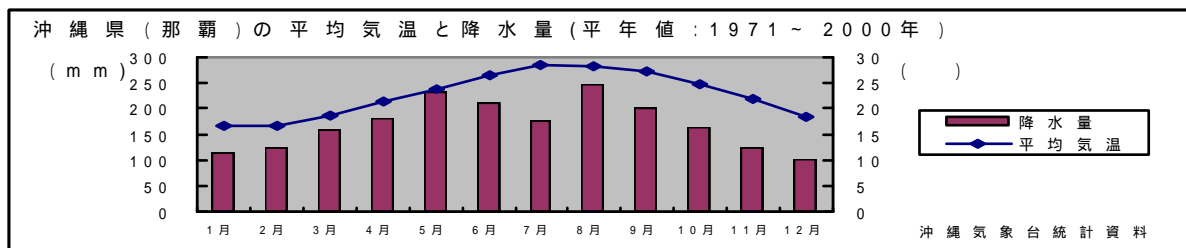
さらに、東南部に伸びる半島部の北方海上、東方海上には、有人・無人を含め藪地島、平安座島、宮城島、伊計島、浜比嘉島、南浮原島、浮原島、津堅島の8つの島々があり、沖縄本島中部地区で唯一離島を抱えている。このうち藪地島、平安座島、宮城島、伊計島、浜比嘉島は半島部と海中道路（県道伊計～平良川線）等によって結ばれている。

また、本市の面積は、86.01km²で沖縄県全体の約3.8%を占めている。



(2) 気候

本市の気候区分は、亜熱帯海洋性気候である。本市の気候の参考として、那覇（沖縄気象台）における1971年～2000年までの30年間の観測値を平均した値をみると、年降水量2036.9mm、年平均気温22.7℃、年平均相対湿度75%となっている。

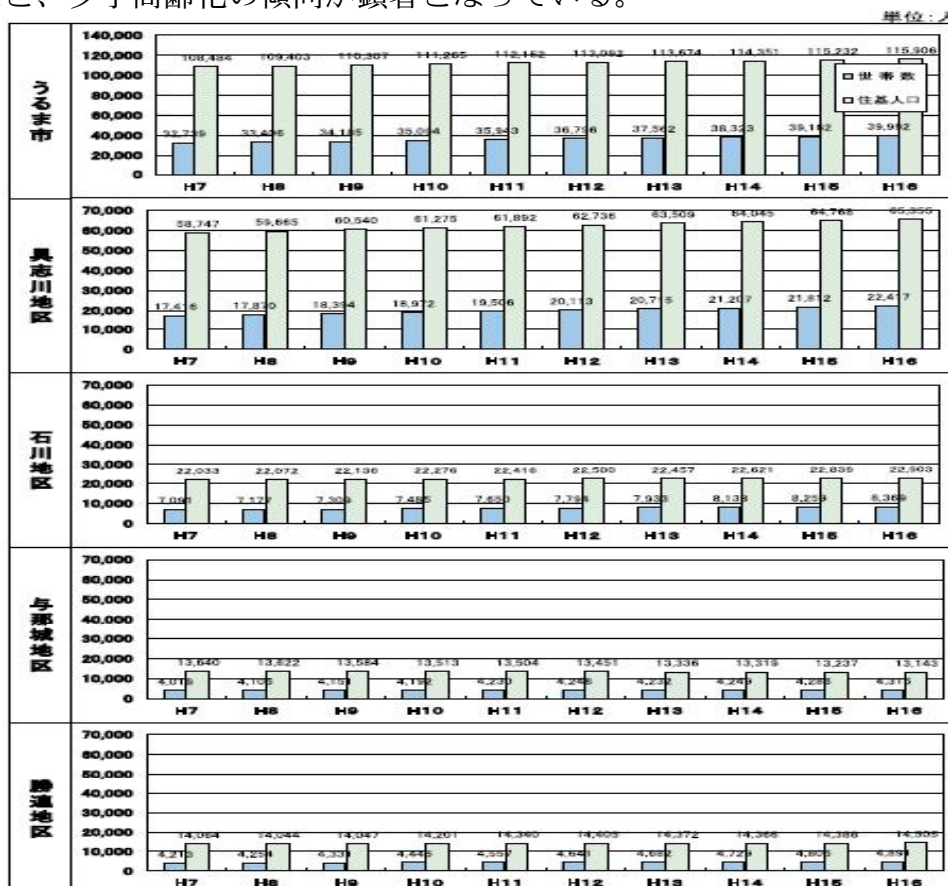


(3) 人口分布

本市の人口は、年々増加傾向にあり、平成17年度の国勢調査時点では、113,535人と、昭和60年時点の98,539人に比べこの15年間で約15,000人増加している。

また、世帯数も増加しているものの、人口より伸び率が高いため、結果として1世帯あたり人員は、昭和60年3.8人、平成2年3.7人、同7年3.5人、同12年3.3人、同17年3.0人と年々減少しており、いわゆる核家族化が進行している。

年齢別人口の推移をみると、0～14歳の年少人口の減少と65歳以上の老年人口の増加など、少子高齢化の傾向が顕著となっている。



(4) 道路の位置等

本市の陸上交通は、道路に依存していることから、避難の手段として自家用車を使用した場合、大渋滞を引き起こし、避難、救援などに重大な影響を及ぼすことが想定される。

本市の主要道路として、那覇と北部を結ぶ国道329号、沖縄市から具志川地域を經由し石川地域を結ぶ県道75号、与勝半島と平安座島以北を結ぶ県道10号、さらに、沖縄自動車道のインターチェンジが石川にある。

県道10号は、一部区間が与勝半島と平安座島以北を連絡する重要な道路となっており、道路の破壊等、武力攻撃災害の状況によっては、孤立する地区が生じるおそれがある。

また、県道75号の一部では、米軍基地である貯油施設等が存在し、武力攻撃災害の状況では通行が制限されるおそれがある。



(5) 港湾の位置等

本市は、金武湾、中城湾に接しており、港湾及び漁港が下記の図とおり位置している。

飛行場のない島における島外への避難方法は船舶しかないことから、避難に際しては、多くの船舶を用意する必要があるが、接岸できる船舶の大きさが、港湾の規模によって制限されるという課題がある。



(6) 米軍、自衛隊施設等

① 米軍施設

本市には、原子力艦が寄港するホワイト・ビーチをはじめ、天願棧橋、陸軍貯油施設、キャンプ・コートニー（在沖海兵隊司令部）、嘉手納弾薬庫地区などの米軍基地が点在し、本市面積の6.9%を占めている。

② 自衛隊施設

本市には、陸上自衛隊勝連分屯地が勝連地区（平安名・内間）に駐屯している。また、同地区（平敷屋）には、海上自衛隊沖縄基地隊、具志川地区（天願・昆布）には、同基地隊具志川送信所がある。



(7) その他

① 石油コンビナート

本市には、石油コンビナート等特別防災区域（昭和51年7月9日政令第192号及び昭和51年7月14日通商産業省、自治省告示第1号で指定）が与那城平安座（南西部の集落を除く）及び平安座島と宮城島との間を埋立てて出来た与那城平宮にある。

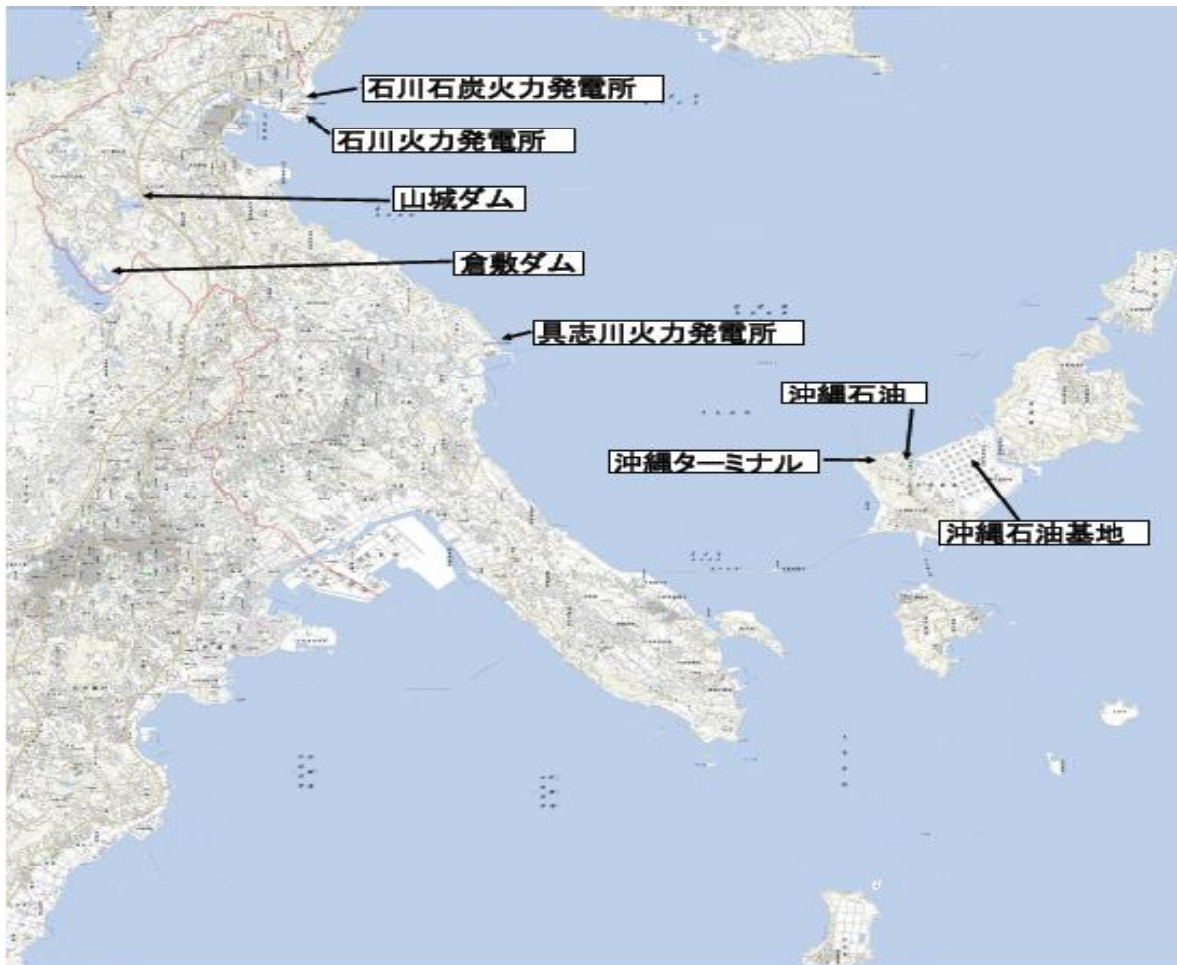
指定区域の面積は、4,194,640㎡でその状況は次のとおりである。

平成18年2月1日現在

| | | | |
|-------|----------------------|------------------|--------|
| 区 称 | 平安座地区石油コンビナート等特別防災区域 | | |
| 所 在 地 | 与那城平安座及び平宮 | | |
| 態 様 | 石油貯蔵 | | |
| 地 区 | 面積 (㎡) | 種 別 及 び 事 業 所 名 | |
| | | 第一種事業所 | 第二種事業所 |
| 平 安 座 | 897,564 | 沖縄石油株式会社 | |
| 平 安 座 | 1,219,332 | 沖縄ターミナル株式会社 | |
| 平 宮 | 2,077,744 | 沖縄石油基地 (株) 沖縄事業所 | |

② 発電施設

本市には、具志川宇堅及び石川赤崎に火力発電所があり、県内における認可最大出力の約55%を占めている。



第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

| 類 型 | 主 な 特 徴 |
|---------------|---|
| 着上陸侵攻 | <ul style="list-style-type: none">・ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になり、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。・ 状況によっては、武力攻撃予測事態における住民避難も想定される。・ 着上陸侵攻に先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 |
| ゲリラや特殊部隊による攻撃 | <ul style="list-style-type: none">・ 突発的に被害が生ずることも考えられるため、都市部の政治経済の中核、生活関連等施設などに対する注意が必要。・ 少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 |
| 弾道ミサイル攻撃 | <ul style="list-style-type: none">・ 発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難。・ 極めて短時間に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて被害の様相及び対応が大きく異なる。 |
| 航空攻撃 | <ul style="list-style-type: none">・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。・ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、都市部や重要施設等が主要な目標となることも想定される。 |

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

| 類 型 | 事 態 例 |
|----------------------------------|---|
| 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力事業所等の破壊 ・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・ 危険物積載船への攻撃 ・ ダムの破壊 |
| 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・ 列車等の爆破 |
| 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量配布 ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量配布 ・ 水源地に対する毒物等の混入 |
| 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・ 弾道ミサイル等の飛来 |

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課室における平素の業務

市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部局における国民保護措置に関連する平素の主な業務】

| 部局名 | 平素の主な業務 |
|-------|--|
| 各部局共通 | <ul style="list-style-type: none">・ 関係する機関との連絡調整に関すること。・ 所管する市有施設の管理に関すること。 |
| 総務部 | <ul style="list-style-type: none">・ 国民保護に関する業務の総括に関すること。・ 国民保護協議会の運営に関すること。・ 警報の伝達に関すること。・ 国民保護措置についての訓練に関すること。・ 庁舎等の公有財産の管理に関すること。・ 沖縄県総合行政情報通信ネットワークの管理に関すること。・ 公用車の管理に関すること。・ 食糧等の備蓄に関すること。・ 死体の処理及び埋火葬に関する体制の整備に関すること。 |
| 企画部 | <ul style="list-style-type: none">・ 広報に関すること。・ 米軍基地及び関係機関との連絡調整に関すること。・ 市内LANの管理に関すること。・ NPO法人・ボランティア等の情報収集に関すること。・ 市内在住外国人に関する情報収集に関すること。 |
| 市民部 | <ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物処理に関すること。・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。・ 感染症の予防、防疫に関すること。 |
| 福祉部 | <ul style="list-style-type: none">・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。・ 市域にある社会福祉施設、介護施設、障がい者施設や保育施設等の関係機関・団体の把握及び連絡体制の構築に関すること。 |

| | |
|--------|--|
| 都市計画部 | <ul style="list-style-type: none"> 都市公園の管理に関する事。 |
| 経済部 | <ul style="list-style-type: none"> 商工団体との連絡調整に関する事。 観光客への情報提供等に関する事。 農道、漁港、農業用ダムなどの管理に関する事。 家畜伝染病の予防、防疫に関する事。 農村公園の管理に関する事。 |
| 建設部 | <ul style="list-style-type: none"> 道路の管理に関する事。 河川、急傾斜地等の危険箇所の把握、対策に関する事。 市営住宅に関する事。 下水道処理施設等の管理に関する事。 |
| 市水道局 | <ul style="list-style-type: none"> 配水施設等の管理に関する事。 離島における水の需要に関する事。 |
| 市教育委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 公立学校への情報伝達の体制整備に関する事。 幼児児童生徒の避難誘導體制の整備に関する事。 公立学校等、所管する施設の管理に関する事。 |
| 消防本部 | <ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害への対処に関する事。(救急・救助を含む) 関係機関との協力量体制の構築等に関する事。 |

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防機関との連携を図りつつ、当直等の強化を行う等速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制に努める。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

| 体制 | 参集基準 |
|------------|---|
| ①担当課体制 | 国民保護担当課（総務課）職員が参集 |
| ②緊急事態連絡室体制 | 原則として、市対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断 |
| ③市対策本部体制 | 全ての市職員が本庁又は各庁舎等に参集 |

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

| 事態の状況 | 体制の判断基準 | | 体制 |
|-------|---|---|----|
| 事態認定前 | 市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 | | ① |
| | 市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合） | | ② |
| 事態認定後 | 市対策本部設置の通知がない場合 | 市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 | ① |
| | | 市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合） | ② |
| | 市対策本部設置の通知を受けた場合 | | ③ |

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員等の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

| 名称 | 代替職員(第1順位) | 代替職員(第2順位) | 代替職員(第3順位) |
|-------------------|------------|------------|----------------------|
| 市長 (本部長) | 助役 | 企画部長 | 総務部長 |
| 助役 (副本部長) | 企画部長 | 総務部長 | 総務課長 |
| (統括情報部長) | 総務部長 | 総務課長 | 防災係長 |
| 収入役 (副本部長) | 会計課長 | 出納係長 | 審査係長 |
| 教育長 (副本部長) | 教育部長 | 文化部長 | 指導部長 |
| 水道事業管理者 (副本部長) | 水道部長 | 水道局総務課長 | 水道局に所属する 出席可能な課長 |
| 総務部長 (本部員) | その部に所属する参事 | 職員課長 | その部に所属する 出席可能な課長 |
| 消防長 (本部員) | 消防次長 | 消防本部総務課長 | 消防本部に所属する 出席可能な課長 |
| その他部長等 (本部員) | その部に所属する参事 | 主管課長 | その部に所属する 出席可能な課長 |

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

| | | 担当課 |
|-------------------------|--|-----|
| 損失補償 (法第159条第1項) | 特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項) | 総務課 |
| | 特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項) | |
| | 土地等の使用に関する事。 (法第82条) | |
| | 応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項) | |
| 損害補償 (法第160条) | 国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項) | |
| 不服申立てに関する事。 (法第6条、175条) | | |
| 訴訟に関する事。 (法第6条、175条) | | |

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するにあたり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近隣市町村との連携

(1) 近隣市町村との連携

市は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設け、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社沖縄県支部、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備にあたっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保にあたっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

| | |
|--------|--|
| 施設・設備面 | <ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 |
| 運用面 | <ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 通信訓練を行うにあたっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 |

- ・ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- ・ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- ・ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ・ 国民に情報を提供するにあたっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、自治会や国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。(その際、民生委員・児童委員、社会福祉協議会や自治会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大、全国瞬時警報システム（J－ALER T）等の整備を図る。

(3) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて中城海上保安署との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々

な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるように、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号により情報を収集し、第2条に規定する様式第3号により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
 - ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所
 - ⑥ 国籍
 - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - ⑧ 負傷（疾病）の該当
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ⑪ 連絡先その他必要情報
 - ⑫ 親族・同居者への回答の希望
 - ⑬ 知人への回答の希望
 - ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民

(上記①～⑦に加えて)

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡にあたる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡にあたる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した

による被害（第 報）

年 月 日 時 分
う る ま 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 ○○市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

| 市町村名 | 人的被害 | | | | 住家被害 | | その他 |
|------|------|-------|-----|-----|------|----|-----|
| | 死者 | 行方不明者 | 負傷者 | | 全壊 | 半壊 | |
| | | | 重傷 | 軽傷 | | | |
| (人) | (人) | (人) | (人) | (棟) | (棟) | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

| 市町村名 | 年月日 | 性別 | 年齢 | 概況 |
|------|-----|----|----|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施にあたっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、中城海上保安署、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するにあたっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基

づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練にあたっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等にあたり、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第 2 章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】

- 住宅地図
（※人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
- 区域内の道路網のリスト
（※避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト）
- 輸送力のリスト
（※バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）
（※バス網、保有車両数などのデータ）
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
（※避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
（※備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト
（※避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
（※特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。）
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
（※代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト
（※消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）
（※消防機関の装備資機材のリスト）
- 災害時要援護者の避難支援プラン
- 海図、港湾図、港湾施設のリスト
- 臨時ヘリポートのリスト
- その他無人島（藪地島、浮原島、南浮原島）などの情報リスト

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導にあたっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、福祉部を中心とした横断的な「武力攻撃災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、中城海上保安署、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等(定期・路線バス、船舶等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市町村の区域に係る運送経路の情報を共有する。

- 【全住民の避難を想定した場合に把握しておくべき情報】
- ① 島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段
- ② 想定される避難先までの輸送経路
- ③ 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
- ④ 島内にある港湾、空港等までの輸送体制 など

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方

について定める。

※【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

| 国民保護法施行令 | 各号 | 施設の種類 | 所管省庁名 |
|----------|-----|-----------------------|-----------|
| 第27条 | 1号 | 発電所、変電所 | 経済産業省 |
| | 2号 | ガス工作物 | 経済産業省 |
| | 3号 | 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池 | 厚生労働省 |
| | 4号 | 鉄道施設、軌道施設 | 国土交通省 |
| | 5号 | 電気通信事業用交換設備 | 総務省 |
| | 6号 | 放送用無線設備 | 総務省 |
| | 7号 | 水域施設、係留施設 | 国土交通省 |
| | 8号 | 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設 | 国土交通省 |
| | 9号 | ダム | 国土交通省 |
| 第28条 | 1号 | 危険物 | 総務省消防庁 |
| | 2号 | 毒劇物（毒物及び劇物取締法） | 厚生労働省 |
| | 3号 | 火薬類 | 経済産業省 |
| | 4号 | 高圧ガス | 経済産業省 |
| | 5号 | 核燃料物質（汚染物質を含む。） | 文部科学省 |
| | 6号 | 核原料物質 | 文部科学省 |
| | 7号 | 放射性同位元素（汚染物質を含む。） | 文部科学省 |
| | 8号 | 毒劇薬（薬事法） | 厚生労働省 |
| | 9号 | 電気工作物内の高圧ガス | 経済産業省 |
| | 10号 | 生物剤、毒素 | 各省庁（主務大臣） |
| | 11号 | 毒性物質 | 経済産業省 |

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び中城海上保安署との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社沖縄県支部、県、消防などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。（なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照できる。）

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

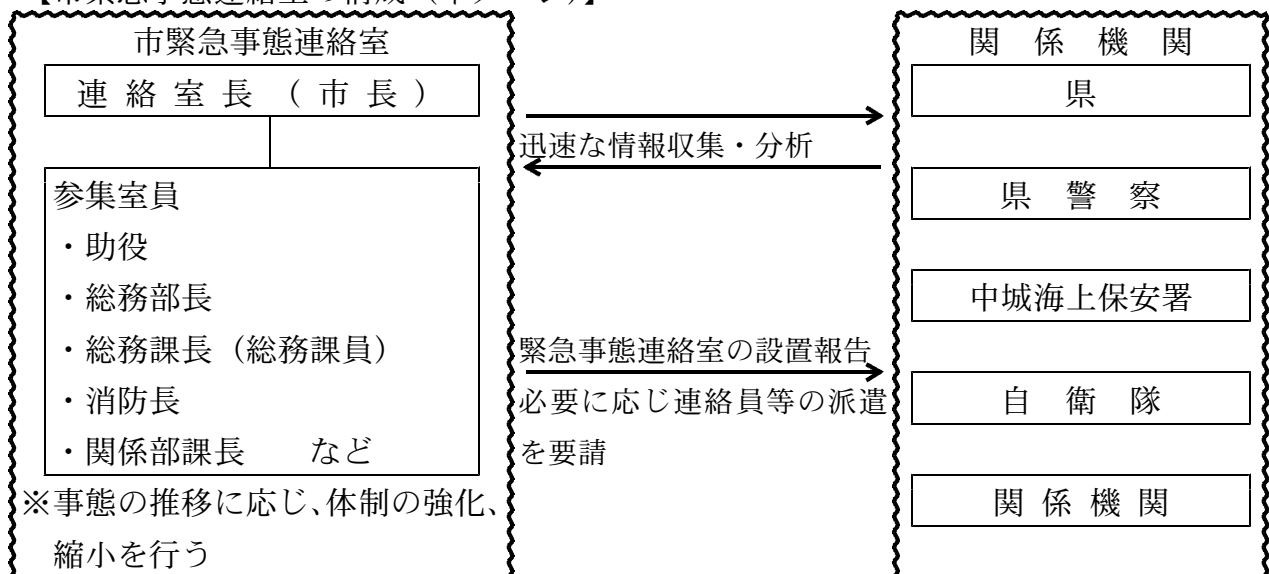
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における市緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 市緊急事態連絡室の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「市緊急事態連絡室」を設置する。「市緊急事態連絡室」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長（総務部長、総務課長）など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

【市緊急事態連絡室の構成（イメージ）】



- ② 「市緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。この場合、市緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。
- ③ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該案件の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。消防機関においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

(2) 初動措置の確保

市は、「市緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整にあたりるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき警察官及び海上保安庁法に基づき海上保安官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「市緊急事態連絡室」は廃止する。

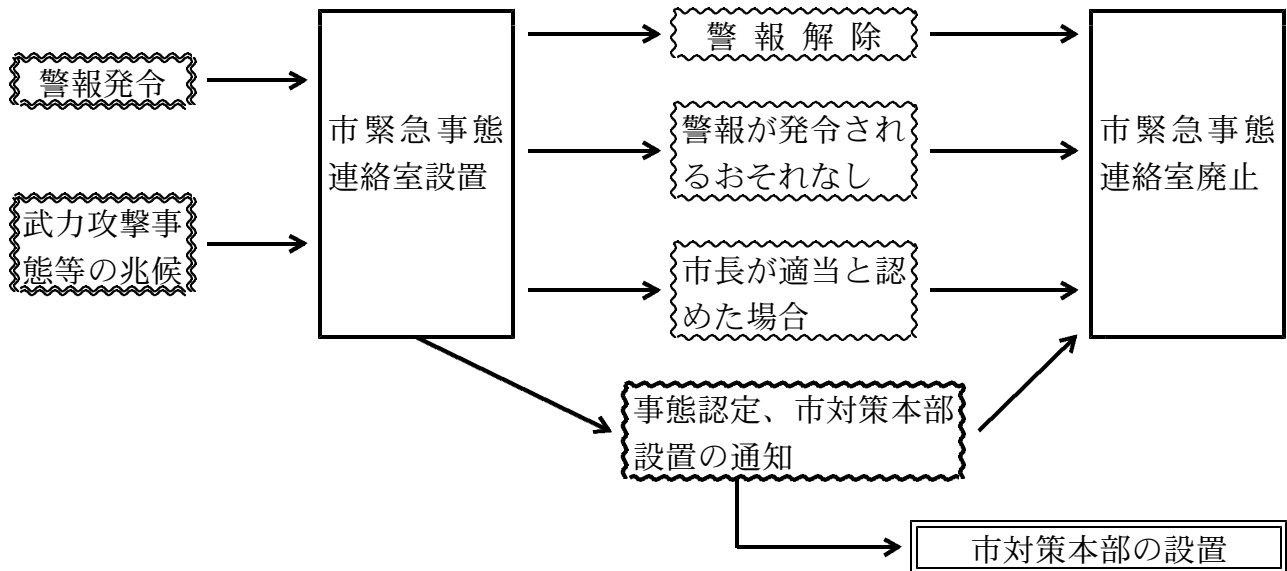
※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている

場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

【事態認定前における市緊急事態連絡室の設置及び廃止の流れ】



2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、市緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に市緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述））。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市本庁舎3階第一会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市本庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ下記のとおり指定する。

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することが

できない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

【市対策本部代替施設】

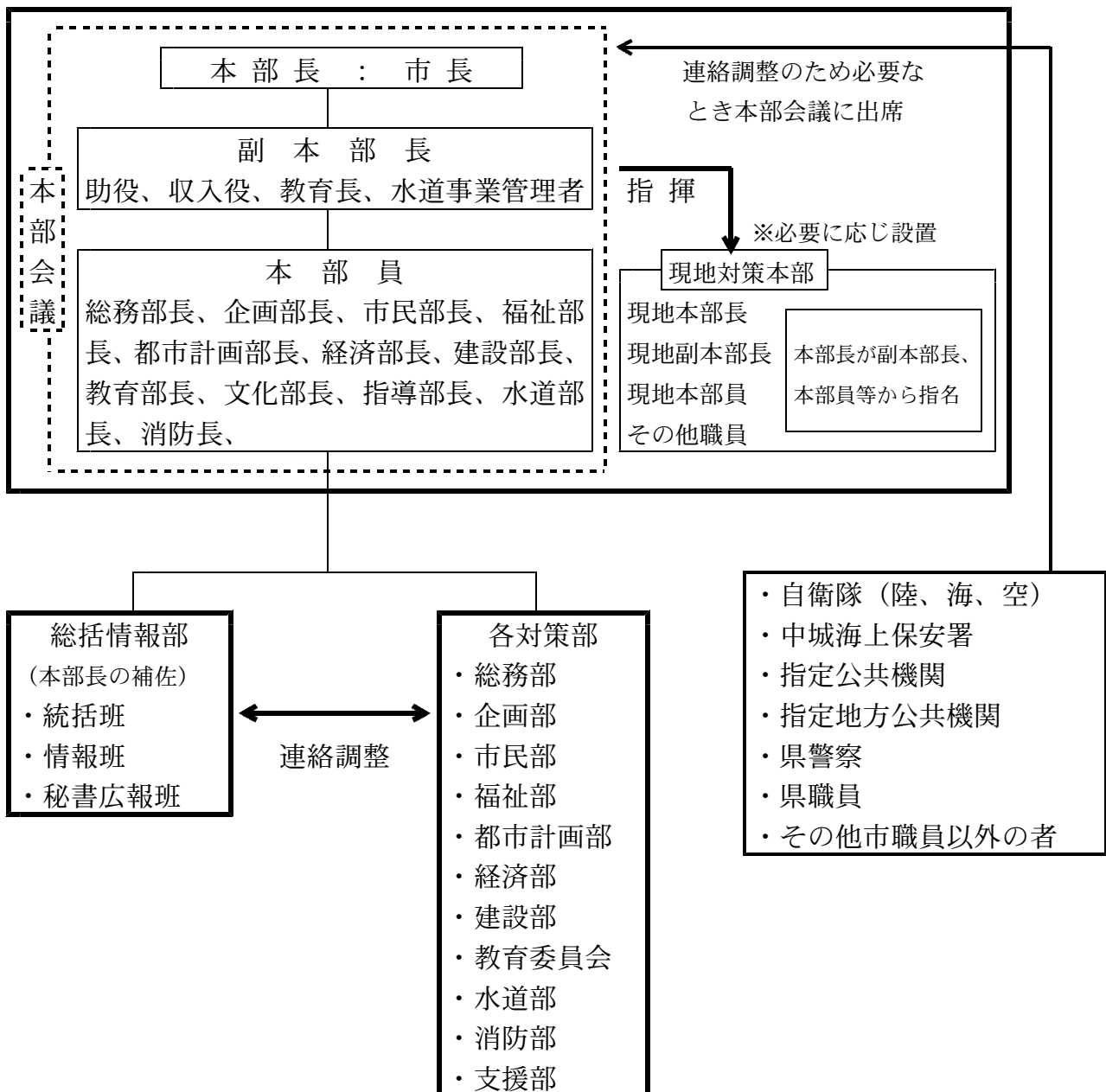
| | 第1 | 第2 | 第3 |
|-----|------|-------|------|
| 本庁舎 | 石川庁舎 | 与那城庁舎 | 勝連庁舎 |

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市町村対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。



各対策部等の組織構成

| | |
|---|--|
| 市対策本部 (本部長：市長) | |
| 統括情報部 (助 役) | 統括班、 情報班、 秘書広報班 |
| 総務部 (総務部長) | 職員班、 管財班、 総務協力班、 安置班、 総務輸送班、 会計班 |
| 企画部 (企画部長) | 企画班、 基地対策班、 財政班、 参画交流班 |
| 市民部 (市民部長) | 市民生活班、 市民班、 環境班 市民健康班、 市民支援班 |
| 福祉部 (福祉部長) | 生活福祉班、 要援護者支援班、 保育班 |
| 都市計画部 (都市計画部長) | 都市計画班、 みどり推進班、 区画整理班、 建築指導班、 被害調査班、 市街地整備班 |
| 経済部 (経済部長) | 農政班、 畜水産班、 農村整備班、 商工班、 観光班 |
| 建設部 (建設部長) | 土木班、 維持管理班、 建築工事班、 下水道建設班、 下水道管理班 |
| 教育委員会 (教育部長) (文化部長) (指導部長) | 総務班、 施設班、 社会教育班、 社会体育班、 公民館班、 学務指導班、 給食センター、 指導支援班、 文化班、 芸術振興班、 図書館班、 文化支援班 |
| 水道部 (水道部長) | 水道総務班、 工務班、 管理班、 支援班 |
| 消防部 (消防長) | 総務班、 警防班、 予防班、 消防班 |
| 支援部 (議会事務局長) | 支援班 |

(4) 市対策本部等の組織体制及び主な事務分掌

市対策本部等の組織体制及び主な事務分掌については、段階により各部各班において役割が異なってくることから、資料編に示しているとおりとする。

(5) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者（秘書広報課長）」を設置

② 広報手段

広報誌、防災行政無線、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

③ 留意事項

ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

(6) 市現地対策本部の設置

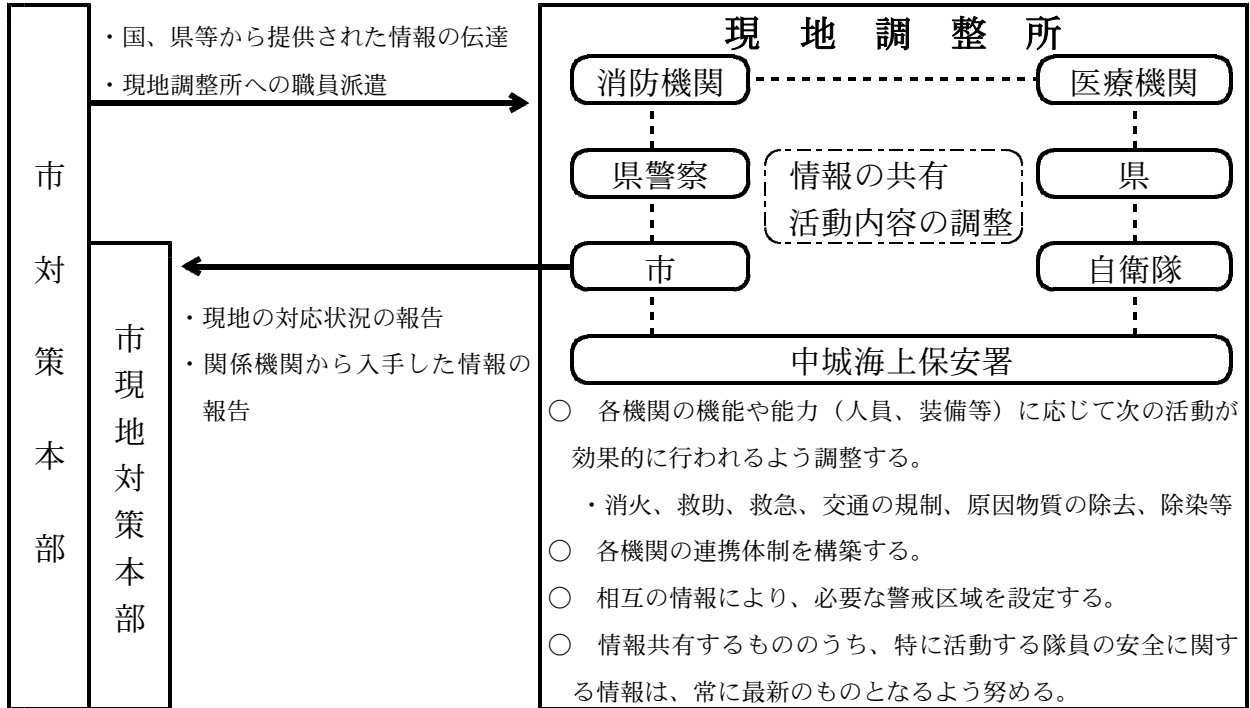
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(7) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防、県警察、中城海上保安署、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。
現地調整所の設置により、市は、消防による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処にあたる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整にあたる必要がある。）。

(8) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施にあたっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(9) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省沖縄総合通信事務所にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。
また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊沖縄地方協力本部長又は市の国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては西部方面総監、海上自衛隊にあつては佐世保地方総監、航空自衛隊にあつては南西航空混成団司令等を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、斡旋を求める。

6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
 - ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等
市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援
市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。
- (2) ボランティア活動への支援等
市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保することから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断す

る。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

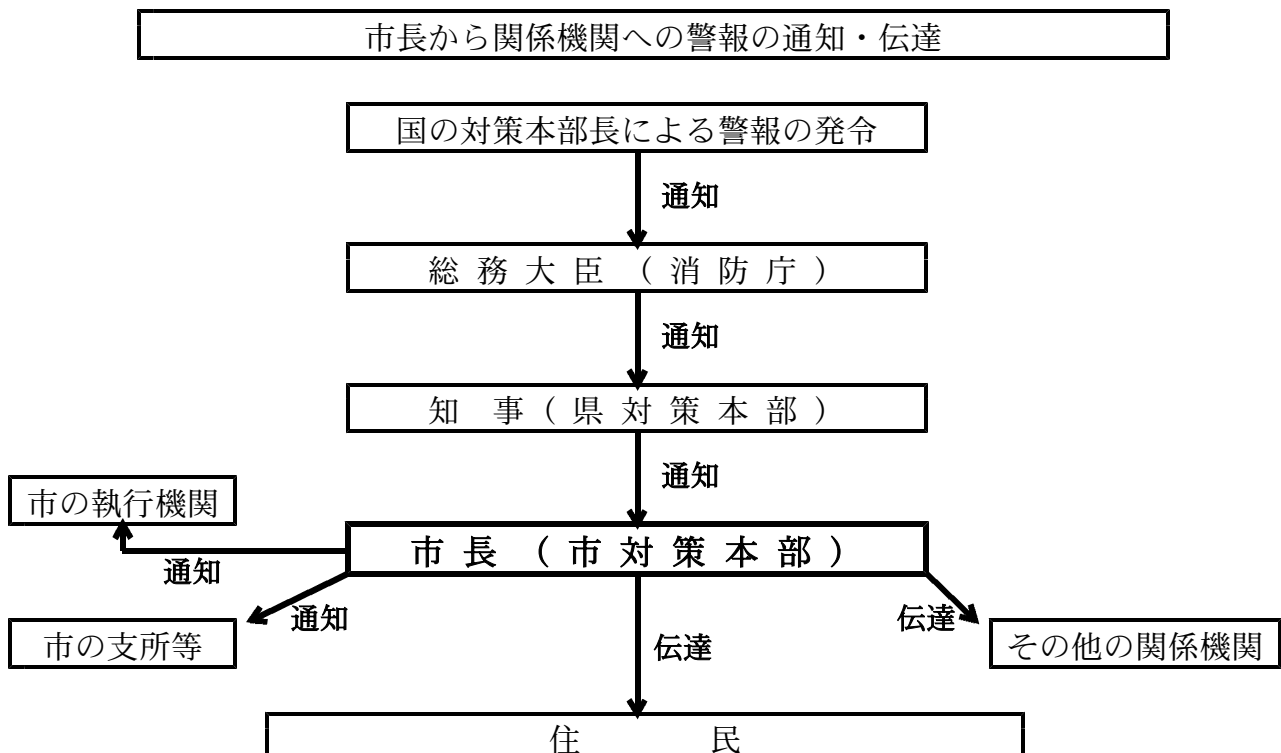
1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

- ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

| 状 況 | 警 報 の 内 容 の 伝 達 方 法 |
|---|---|
| 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 | 原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。 |
| 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合 | <ul style="list-style-type: none">・ 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。・ 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。 |

※ 広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 市長は、消防と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、総務部、消防本部及び福祉部が連携の下、災害時要援護者に対して、迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知

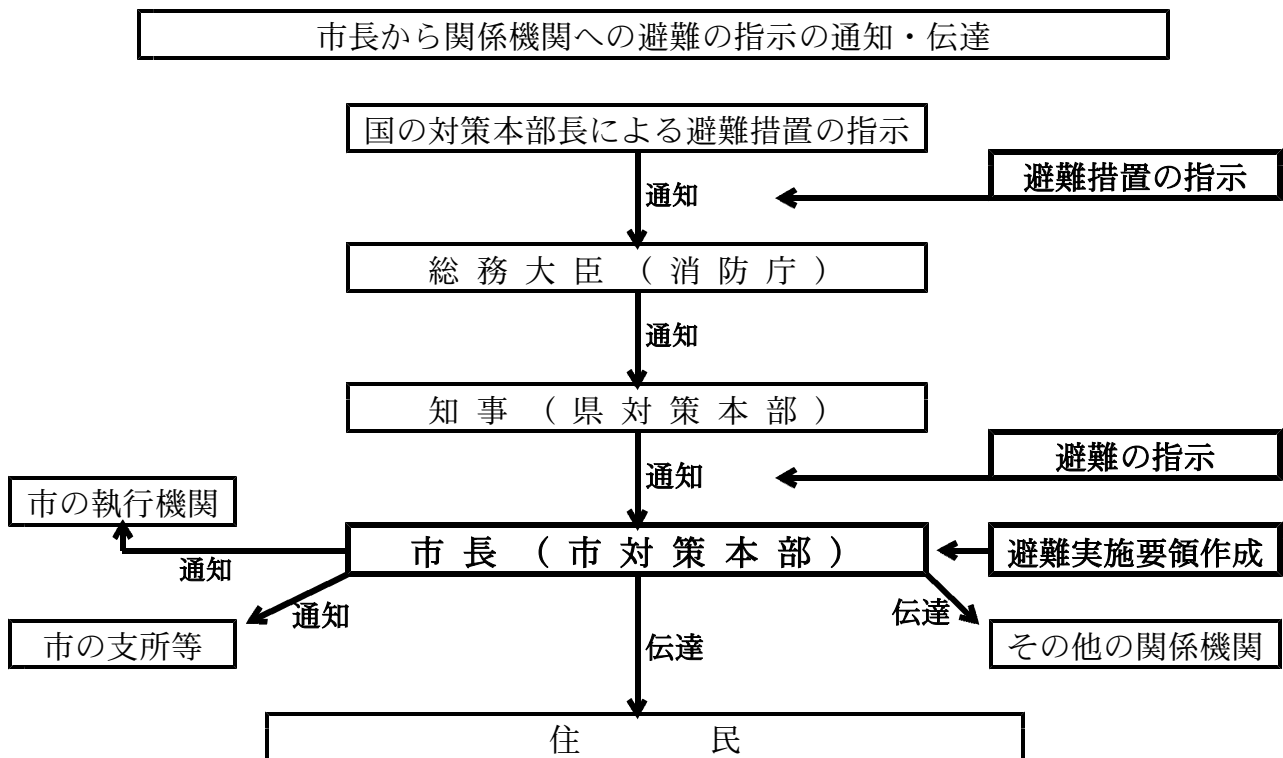
緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施

要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防、県、県警察、中城海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

※【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

※【避難実施要領作成の際の主な留意事項】

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- ② 避難先
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
- ③ 一時集合場所及び集合方法
避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
- ④ 集合時間
避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
- ⑤ 集合にあたっての留意事項
集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
- ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するための対処方法を記載する。
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ食糧・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう支援内容を記載する。

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

避難所から離脱した場合など、問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

① 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

③ 避難住民の概数把握

④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

⑥ 要援護者の避難方法の決定 (避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)

⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)

⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する警察署長 (うるま警察署及び石川警察署の長をいう。以下「警察署長」という。)、中城海上保安署長及び自衛隊沖縄地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道機関に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領（一例）

沖縄県うるま市長
平成〇年〇月〇日
〇時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

うるま市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) うるま市〇〇地区の住民は、〇〇市の〇〇地区にある〇〇市立〇〇学校体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

● 避難の手段（バス・船舶・その他）

バスの場合：うるま市〇〇地区の住民は、うるま市立〇〇学校グラウンドに集合。その際、〇日〇時を目途にできるだけ自治会、事業所等の単位で行動する。集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇〇号線を利用して〇〇市立〇〇学校体育館に避難する。

船舶の場合：うるま市〇〇地区の住民は、〇〇港（漁港）に、〇日〇時を目途に集合。その際、自治会、事業所等の単位で行動する。集合後は、〇時発〇〇港（漁港）行きの〇〇汽船が所有する船舶〇〇号に乗船する。（・・・以下略・・・）

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行われるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食糧等支援要員 等々

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間後、速やかに避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける）

(3) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導にあたっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

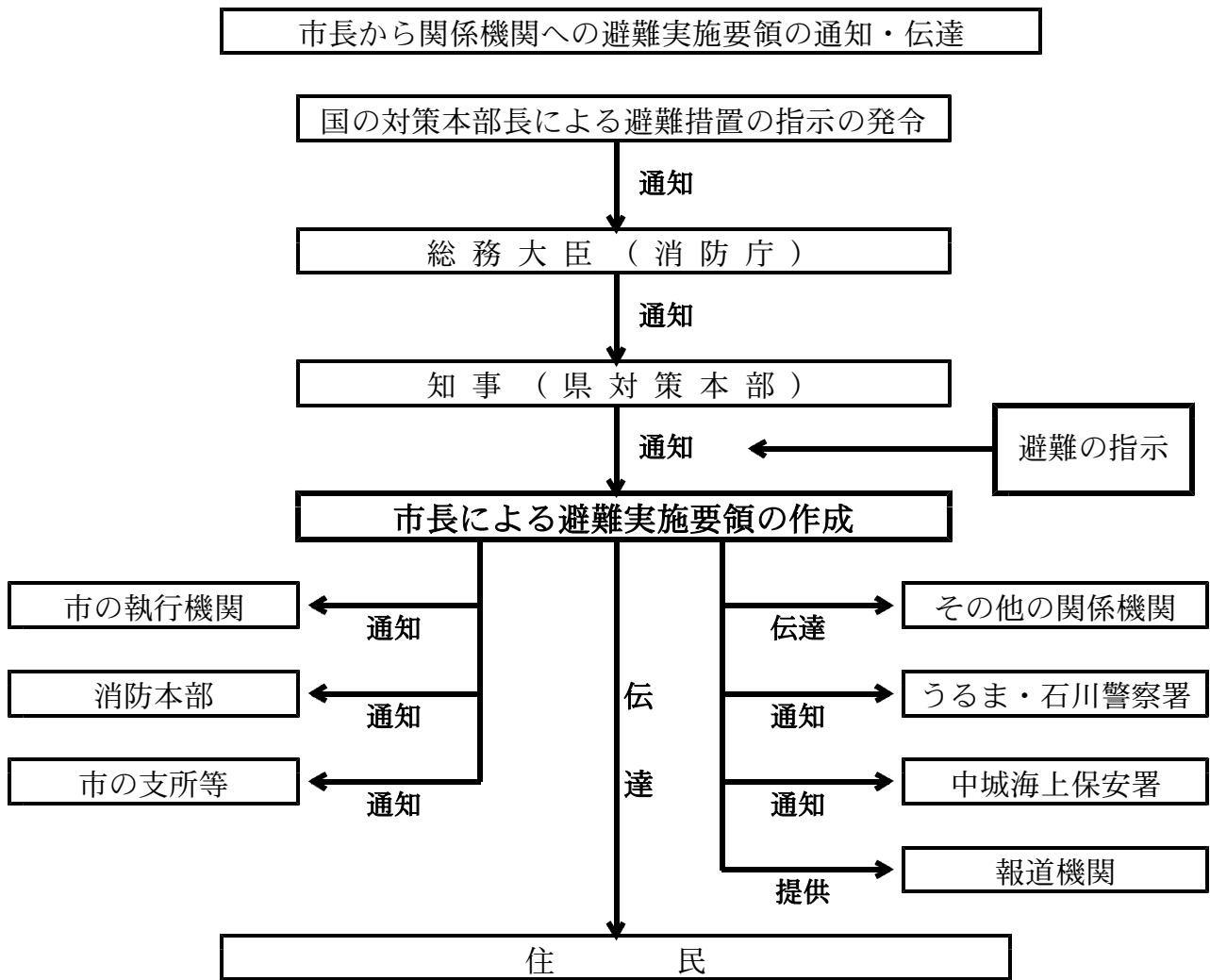
3 その他避難の実施に関して必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医療品、ラジオ、懐中電灯等必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの緊急時の連絡先は以下のとおり。

うるま市対策本部 担当 〇〇、〇〇 TEL098-×××-××××
FAX098-×××-××××



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる（特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である。）。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾

向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防の活動

消防本部及び各消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、中城海上保安署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導にあたっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(9) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(10) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(11) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(12) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(13) 離島住民の避難

第3編第12章で定める。

(14) 米軍基地周辺の住民避難等

市長は、米軍基地周辺の住民や駐留軍日本人従業員の避難については、その地域の実情に応じ、県や関係機関と調整し、必要な措置を講ずるものとする。

(15) 観光客等の避難

市域には、地理に不案内な観光客や旅行者が相当数滞在していることから、市は、これらの者の避難が円滑に行われるよう、県や沖縄観光コンベンションビューロー、関係機関・団体等と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

4 避難所等における安全確保等

市は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等について、県警察に要請を行う。また、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。

【 武力攻撃事態等の類型における留意事項 】

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設等に避難することとなる。)

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。
(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

| | |
|-----------|---|
| 対 策 本 部 長 | 警報の発令、避難措置の指示 (その他、記者会見等による国民への情報提供) |
| 知 事 | 避難の指示 |
| 市 長 | 避難実施要領の策定 |

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市内全域に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、中城海上保安署及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定にあたっては、各執行機関、消防、県、県警察、中城海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整にあたることとする。

- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

- 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防、中城海上保安署、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

- ② 一方、離島における避難については、次の対応を基本として対応を検討する。

離島における避難では、島内の全住民を島外に避難させる必要がある場合は、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と調整して確保することが基本である。

（「離島の住民の避難に係る運送業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事案法制企画担当通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知 参照）

市では、当該輸送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を、輸送の拠点となる港湾へ輸送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

※【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断し

たときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社沖縄県支部との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社沖縄県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社沖縄県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

※ 救援の内容と留意点

| 救援の内容 | 留意点 |
|---------|---|
| 収容施設の供与 | <ul style="list-style-type: none">避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理避難所におけるプライバシーの確保への配慮高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む）とその用地の把握） |

| | |
|-----------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応 ・ 提供対象人数及び世帯数の把握 |
| 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認 ・ 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請 ・ 提供対象人数及び世帯数の把握 ・ 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制等 |
| 医療の提供及び助産 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認 ・ 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集 ・ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集 ・ 避難住民等の健康状態の把握 ・ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握 ・ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応 ・ 物資の引き渡し場所や一時集積場所の確保 ・ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保 |
| 被災者の捜索及び救出 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防及び自衛隊、中城海上保安署等の関係機関との連携 ・ 被災情報、安否情報等の情報収集への協力 |
| 埋葬及び火葬 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握 ・ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制 ・ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保 ・ 広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知」参考） ・ 県警察及び中城海上保安署等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡等の実施 ・ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手続きに係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例） |
| 電話その他の通信設備の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握 ・ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整 ・ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定 ・ 聴覚障がい者への対応 |
| 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度） ・ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保 ・ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急修理の相談窓口の設置 |
| 学用品の給与 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児児童生徒の被災状況の収集 ・ 不足する学用品の把握 ・ 学用品の給与体制の確保 |
| 死体の捜索及び処理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防及び自衛隊、中城海上保安署等の関係機関との連携 ・ 被災情報、安否情報の確認 ・ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定 ・ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置） ・ 死体の一時保管場所の確保 |
| 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集 ・ 障害物の除去の施工者との調整 ・ 障害物の除去の実施時期 ・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置 |

※ 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

① 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

- ・ 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施
- ・ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

② 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）
- ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

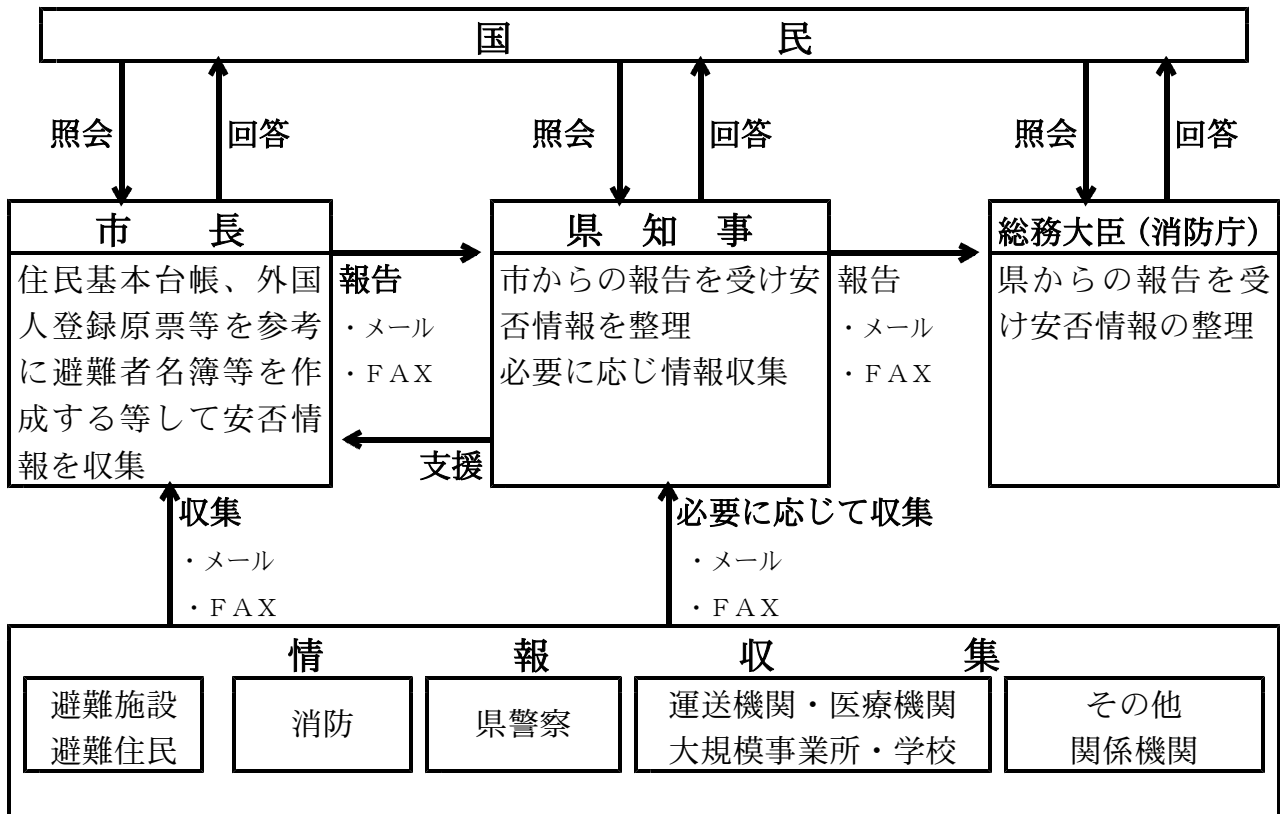
③ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うにあたっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

【安否情報収集・整理・提供の流れ】



【収集項目】

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
 - ① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所
 - ⑥ 国籍
 - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る）
 - ⑧ 負傷（疾病）の該当 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩ 現在の住所
 - ⑪ 連絡先その他必要情報 ⑫ 親族・同居者への回答の希望
 - ⑬ 知人への回答の希望 ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）
 - ⑧ 死亡の日時、場所及び状況 ⑨ 遺体が安置されている場所
 - ⑩ 連絡先その他必要情報
 - ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号により収集する。ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法によるものとする。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告にあたっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者（市民課長）が判断する。

4 日本赤十字社沖縄県支部に対する協力

市は、日本赤十字社沖縄県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供にあたっては、3（2）（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

| | |
|---|---------------------------------|
| ① 氏名 | |
| ② フリガナ | |
| ③ 出生の年月日 | 年 月 日 |
| ④ 男女の別 | 男 女 |
| ⑤ 住所（郵便番号を含む） | |
| ⑥ 国籍 | 日本 その他（ ） |
| ⑦ その他個人を識別するための情報 | |
| ⑧ 負傷（疾病）の該当 | 負傷 非該当 |
| ⑨ 負傷又は疾病の状況 | |
| ⑩ 現在の居所 | |
| ⑪ 連絡先その他必要情報 | |
| ⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んでください。 | 回答を希望しない |
| ⑬ 知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んでください。 | 回答を希望しない |
| ⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。 | 同意する 同意しない |
| ※ 備考 | |

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

| | |
|--|---------------|
| ① 氏名 | |
| ② フリガナ | |
| ③ 出生の年月日 | 年 月 日 |
| ④ 男女の別 | 男 女 |
| ⑤ 住所（郵便番号を含む） | |
| ⑥ 国籍 | 日本 その他（ ） |
| ⑦ その他個人を識別するための情報 | |
| ⑧ 死亡の日時、場所及び状況 | |
| ⑨ 遺体が安置されている場所 | |
| ⑩ 連絡先その他必要情報 | |
| ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意 | 同意する 同意しない |
| ※ 備考 | |

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分に留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

| | | | |
|----------|--|-----|--|
| ⑪の同意回答者名 | | 連絡先 | |
| 同意回答者住所 | | 続柄 | |

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

報告日時 年 月 日 時 分
 市町村名 担当者

| ①氏名 | ②フリガナ | ③出生の年月日 | ④男女の別 | ⑤住所 | ⑥国籍 | ⑦その他個人を識別するための情報 | ⑧負傷（疾病）の該当 | ⑨負傷又は疾病の状況 | ⑩現在の居所 | ⑪連絡先その他の必要情報 | ⑫親族、同居者への回答の希望 | ⑬知人への回答の希望 | ⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意 | 備考 |
|-----|-------|---------|-------|-----|-----|------------------|------------|------------|--------|--------------|----------------|------------|---------------------------|----|
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。
 - 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - 5 ⑫～⑬の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」又は「無」と記入願います。この場合において、希望は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安 否 情 報 照 会 書

| | | |
|---|------------------------|--|
| | | 年 月 日 |
| 総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長） | | 申 請 者 住 所： 氏 名： |
| 下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。 | | |
| 照会をする理由 （③の場合理由を記入すること） | | ①被照会者の親族又は同居者であるため ②被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため ③その他（ ） |
| 備 考 | | |
| 照会に係る者を特定するために必要な事項 | 氏 名 | |
| | フリガナ | |
| | 出生の年月日 | |
| | 男女の別 | |
| | 住 所 | |
| | 国 籍 （日本国籍を有しない者に限る） | |
| | その他個人を識別するための情報 | |
| ※ 申請者の確認 | | |
| ※ 備 考 | | |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 ※印の欄には記入しないこと。

安否情報回答書

| | |
|---|-----------|
| 年 月 日 | |
| 殿 | |
| 総務大臣 （都道府県知事） （市町村長） | |
| 年 月 日付けで照会のあった安否情報について、下記のとおり回答 します。 | |
| 避難住民に該当するか否かの別 | |
| 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別 | |
| 氏 名 | |
| フリガナ | |
| 出生の年月日 | |
| 男 女 の 別 | |
| 住 所 | |
| 国籍（日本国籍を有しない者に限る） | 日本 その他（ ） |
| その他個人を識別するための情報 | |
| 現 在 の 居 所 | |
| 負傷又は疾病の状況 | |
| 連絡先その他必要情報 | |

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入したうえで、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処にあたる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

※【退避の指示（一例）】

- 「〇〇×丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇×丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

※【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防、県警察及び中城海上保安署と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、中城海上保安署、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所等における県警察、中城海上保安署、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の

変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、中城海上保安署、消防等と連携して、車両、船舶及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除・軽減する。

この場合において、消防本部及び各消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は各消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連

絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防、県警察、中城海上保安署、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 市長は、市が被災していない場合において、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長又は消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防による支援

市消防は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、中城海上保安署、消防その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長等が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- (1) 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国

民保護法施行令第29条)

- (2) 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、うるま市地域防災計画（原子力災害応急対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

市は、武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施にあたっては、原則として、うるま市地域防災計画（原子力災害応急対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、中城海上保安署、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新

の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の統括情報部統括班においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、市民部市民健康班等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施にあたり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

| | 対 象 物 件 等 | 措 置 |
|----|-----------------|--|
| 1号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | 占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄 |
| 2号 | 生活の用に供する水 | 管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止 |
| 3号 | 死体 | ・移動の制限 ・移動の禁止 |
| 4号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | ・廃棄 |
| 5号 | 建物 | ・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖 |
| 6号 | 場所 | ・交通の制限 ・交通の遮断 |

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

| | |
|----|---|
| 1. | 当該措置を講ずる旨 |
| 2. | 当該措置を講ずる理由 |
| 3. | 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所） |
| 4. | 当該措置を講ずる時期 |
| 5. | 当該措置の内容 |

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

○被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集にあたっては消防機関、県警察、中城海上保安署との連絡を密にするとともに、特に消防は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集にあたっては、県及び総務省消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- ④ 市は、第一報を総務省消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び総務省消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、うるま市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、うるま市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、うるま市地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等に係る要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業管理者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路及び漁港施設の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

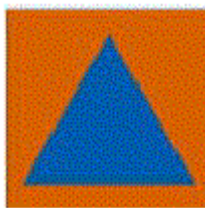
第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に
青の正三角形）

| 表面 | | 裏面 | |
|---|---|--|--|
| | <small>（この証明書を交付する許可権者の名を記載するための余地）</small> | | <small>身長の色/Height ----- 目の色/Eyes ----- 髪の色/Hair -----</small> |
| 身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel | | <small>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</small> 国籍/Nationality ----- ----- ----- | |
| 氏名/Name ----- | | <small>所持者の写真</small> PHOTO OF HOLDER | |
| 生年月日/Date of birth ----- | | 印鑑/Stamp | |
| <small>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</small> | | 所持者の署名/Signature of holder | |
| 交付等の年月日/Date of issue ----- | | <small>許可権者の署名/Signature of issuing authority</small> | |
| 有効期限の満了日/Date of expiry ----- | | | |

（日本工業規格 A 7（横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）。

① 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用にあたっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

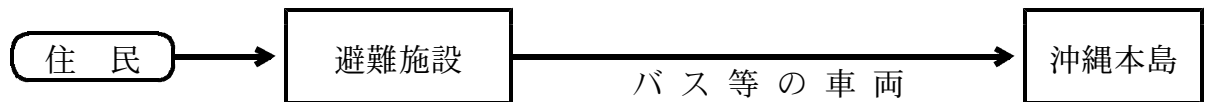
第12章 離島における武力攻撃事態等への対処

本市域には、5つの有人島（平安座、浜比嘉、宮城、伊計、津堅）がある。
平安座、浜比嘉、宮城、伊計の各島については、海中道路や浜比嘉大橋で連絡されているが、津堅島への交通手段は、海路のみとなっている。
これら離島における武力攻撃事態等において、懸念される避難や救援について円滑に実施できるよう、以下のとおり定めるものとする。

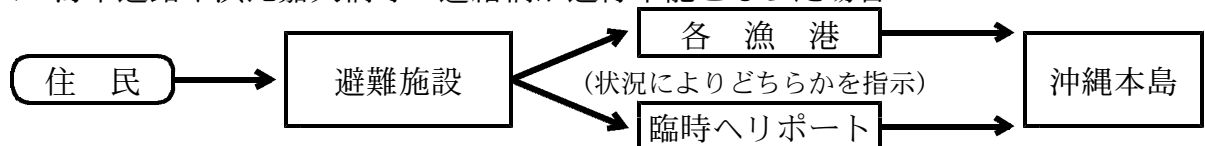
1 避難

【 離島からの避難のイメージ 】

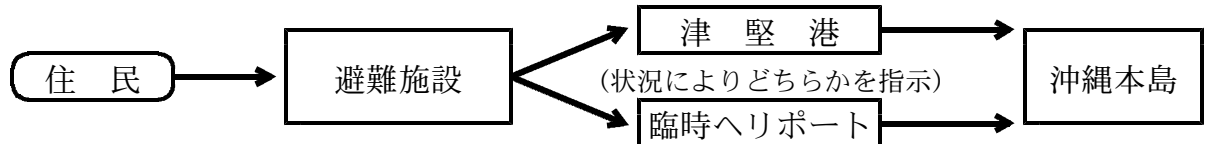
○ 平安座、浜比嘉、宮城、伊計各島における島外避難の基本パターン



※ 海中道路や浜比嘉大橋等の連絡橋が通行不能となった場合



○ 津堅島における島外避難の基本パターン



(1) 県との連携

離島の住民の避難が必要となる場合には、住民の避難のための輸送力の確保に努める必要があることから、市長は、以下の情報について、県対策本部に早急に連絡するものとする。

- ・避難すべき住民の数、想定される避難方法
- ・現在、確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み

(2) 民間機関との連携

市長は、離島住民の迅速な避難を実施するため、民間船舶会社や漁業協同組合に協力を要請し、輸送手段を確保するものとする。

(3) 留意事項

島によっては、相当数の観光客等が滞在していることから、旅館等と連携して実態の把握に努め、関係機関と調整のうえ、必要な措置を講ずるものとする。

2 救援

離島においては、医療体制や物資の供給体制等が脆弱なため、武力攻撃事態等における住民への影響が大きいことから、関係機関と緊密な連携を図り、迅速な対応に努めるものとする。

(1) 医療体制

市は、離島の医療体制に応じ、県や日本赤十字社沖縄県支部等の関係機関と連携し、必要な医療救護の円滑な実施を図るよう努めるものとする。

また、武力攻撃災害の状況にかんがみ、重症患者を島外へ搬送することが可能な場合は、県を通じ、第十一管区海上保安本部及び自衛隊と調整のうえ、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 物資の運送等

市は、離島への救援物資等の運送手段の確保に努めるものとする。

また、独自又は民間機関等では運送が困難な場合は、県を通じ、第十一管区海上保安本部及び自衛隊による救援物資の運送を要請するなど、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省沖縄総合通信事務所にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施にあたって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資 料 編

| | | |
|--------------------|-----|----|
| 避難準備マニュアル | ・・・ | 1 |
| 避難実施マニュアル | ・・・ | 18 |
| 避難住民復帰マニュアル | ・・・ | 32 |
| 復旧・復興マニュアル | ・・・ | 42 |
| 緊急避難実施マニュアル | ・・・ | 53 |
| 避難実施要領のパターン作成にあたって | ・・・ | 58 |
| 弾道ミサイル攻撃の場合 | ・・・ | 59 |
| ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 | ・・・ | 62 |
| 着上陸侵攻の場合 | ・・・ | 74 |
| 避難誘導における留意点 | ・・・ | 76 |

避難準備マニュアル

このマニュアルは、避難が指示されていないが、武力攻撃（予測）事態が認定され、県、市が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定される等、危険性、緊張が高まった場合、以下のとおり対処する。

- ① 関係機関・団体・住民に対し、防災行政無線や広報車等を使用して避難準備を指示。
- ② 武力攻撃災害の発生に備える。
- ③ 速やかに国民保護措置が実施できるよう所要の準備を完了。

1 留意点

この段階においては、避難の指示がされた際、直ちに避難措置が実施できるようあらかじめ準備を完了することが重要である。

この際、社会的混乱防止、武力攻撃災害に伴う被害の予防・最小化が必要。

2 避難準備段階の市の組織体制及び主な事務分掌

| 部名 | 班名 | 班長 (班員) | 事務分掌 |
|---------------|---------------|--------------------|--|
| 各班 共通 | | | <ol style="list-style-type: none"> ① 所管する施設及び管内の被災情報等の収集に関する事。 ② 関係機関との連絡調整に関する事。 |
| 統括 情報 部 | 統括 情報 班 | 総務課長 (総務課員) | <ol style="list-style-type: none"> ① 市が実施する国民保護措置の総括に関する事。 ② 各部への本部決定事項の伝達及び事務分掌の調整に関する事。 ③ 国民保護措置の実施に関する各部間の調整に関する事。 ④ 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事。 ⑤ 被災情報、安否情報等の県への報告に関する事。 ⑥ 防災行政無線での広報に関する事。 ⑦ 他部に属さない事。 |
| | 情報 班 | 情報課長 (情報課員) | <ol style="list-style-type: none"> ① 通信回線や通信機器の確保、庁内LANの管理に関する事。 ② 被災情報、避難や救援の実施状況、武力攻撃災害等への対応状況、安否情報その他統括班から収集を依頼された情報などの収集、整理及び集約に関する事。 |
| | 秘書 広報 班 | 秘書広報課長 (秘書広報課員) | <ol style="list-style-type: none"> ① 対策本部長、副本部長との調整に関する事。 ② 武力攻撃災害による被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関する事。 ③ 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関する事。 |

| | | | |
|-------|------------------------------|---|--|
| 総務部 | 職員班 | 職員課長 (職員課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 職員の非常招集に関する事。 ② 国民保護措置従事職員の健康管理及び公務災害に関する事。 ③ 国民保護措置従事職員の食糧等の確保に関する事。 ④ 国民保護措置従事職員のローテーション管理に関する事。 ⑤ 関係機関への職員応援要請に関する事。 |
| | 管財班 | 管財課長 (管財課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 庁舎の保全対策及び市有財産の被災状況及び保全対策に関する事。 ② 市有車両の管理及び配車に関する事。 |
| | 総務協力班 | 資産税課長 市民税課長 (資産税課員、市民税課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 収容避難所の開設に関する事。 |
| | 安置班 | 行革室長 (行革室員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 遺体安置所の開設準備に関する事。 |
| | | ※状況に応じて各部各班からの応援により結成 | |
| | 総務輸送班 | 納税課長 (納税課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 避難住民、救援物資等の輸送車両の確保に関する事。(管財班及び企画班と連携) ② 輸送を実施する各班との総合調整に関する事。 |
| | 会計班 | 会計課長 (会計課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 市対策本部の歳入歳出外現金の出納に関する事。 ② 義援金等の受入、管理・保管に関する事。 |
| 離島対策班 | 総務課長 (統括班、情報班、総務輸送班からの派遣) | <ul style="list-style-type: none"> ① 離島(津堅島等)の住民避難対策に関する事。 | |
| 企画部 | 企画班 | 企画課長 まちづくり課長 (企画課員、まちづくり課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 救援・義援物資の受入れ体制に関する事。 ③ 食糧及び生活必需品の確保に関する事。(統括班と連携) ④ ボランティア総合窓口に関する事。 ⑤ 避難住民、救援物資等の運送手段の確保に関する事。 ⑥ 部内の他班に属さない事。 |

| | | | |
|-----|---------|--|---|
| | 基地対策班 | 基地対策課長 (基地対策課員) | ① 市内米軍基地及び関係機関との連絡調整に関する事。 ② 市内の米軍基地等の被災情報に関する事。 |
| | 財政班 | 財政課長 (財政課員) | ① 武力攻撃災害対策の予算措置に関する事。 |
| | 参画交流班 | 男女共同参画・交流課長 (男女共同参画・交流課員) | ① 市内在住外国人の把握に関する事。 ② 市内在住外国人の避難準備支援に関する事。 |
| 福祉部 | 生活福祉班 | 生活福祉課長 (生活福祉課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 部内の他班に属さない事。 ③ 市内の社会福祉施設との連絡調整に関する事。 ④ 他班の協力支援に関する事。 |
| | 要援護者支援班 | 介護長寿課長 障がい福祉課長 児童家庭課長 (介護長寿課員、障がい福祉課員、児童家庭課員) | ① 市内の要援護者(高齢者、障がい者等)の把握に関する事。 ② 要援護者の避難準備・支援に関する事。 ③ 市内の関係機関・団体(介護施設、障がい者施設等)との連絡調整に関する事。 |
| | 保育班 | 保育課長 (保育課員) | ① 所管施設の状況把握に関する事。 ② 応急保育に関する事。 ③ 市内の保育施設との連絡調整に関する事。 ④ 他班の協力支援に関する事。 |
| 市民部 | 市民生活班 | 市民生活課長 (市民生活課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 自治会との連絡調整、情報収集に関する事。 ③ 市民相談に関する事。 ④ 部内の他班に属さない事。 |
| | 市民班 | 市民課長 (市民課員) | ① 安否情報リストの作成準備に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |

| | | |
|--------|-------------------------------------|---|
| 環境班 | 環境課長 (環境課員) | ① 動物の保護、収容に関する事。 ② 危険動物等の対策に関する事。 ③ し尿処理に関する事。 |
| 市民健康班 | 市民健康課長 (市民健康課員) | ① 救護班の編成に関する事。 ② 医薬品及び衛生資材の確保に関する事。 ③ 医療機関との連絡調整に関する事。 |
| 市民支援班 | 国民健康保険課長 年金課長 (国民健康保険課員、年金課員) | ① 収容避難所の開設に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| 都市計画部 | 都市計画課長 (都市計画課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 広報車による広報活動に関する事。 ③ 住民避難の誘導支援準備に関する事。 ④ 他班の協力支援に関する事。 |
| みどり推進班 | みどり推進課長 (みどり推進課員) | ① 公園避難所(都市公園：一時避難所)の設置に関する事。 ③ 他班の協力支援に関する事。 |
| 区画整理班 | 区画整理課長 (区画整理課員) | ① 広報車による広報活動に関する事。 ② 住民避難の誘導支援準備に関する事。 ③ 他班の協力支援に関する事。 |
| 建築指導班 | 建築指導課長 (建築指導課員) | ① 広報車による広報活動に関する事。 ② 住民避難の誘導支援準備に関する事。 ③ 他班の協力支援に関する事。 |

| | | | |
|-----|--------|----------------------|--|
| | 市街地整備班 | 市街地整備課長 (市街地整備課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 避難住民、救援物資等の輸送車両の確保に関する事。 (管財班及び企画班と連携) ② 他班の協力支援に関する事。 |
| | 検査班 | 検査課長 (検査課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 避難住民、救援物資等の輸送車両の確保に関する事。 (管財班及び企画班と連携) ② 他班の協力支援に関する事。 |
| 経済部 | 農政班 | 農政課長 (農政課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 部内の他班に属さない事。 ③ 主食(米等)の確保に関する事。(県と連携) |
| | 畜水産班 | 畜水産課長 (畜水産課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 他班の協力支援に関する事。 |
| | 農村整備班 | 農村整備課長 (農村整備課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 公園避難所(農村公園：一時避難所)の設置に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| | 商工班 | 商工課長 (商工課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 生活物資の流通調整に関する事。(県と連携) ② 生活必需品の確保に関する事。(商工会と連携) ③ 他班の協力支援に関する事。 |
| | 観光班 | 観光課長 (観光課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 市内観光客の把握に関する事。 ② 観光関連施設との連絡調整に関する事。 ③ 観光客への情報提供に関する事。 |
| 建設部 | 土木班 | 土木課長 (土木課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 交通不能箇所及び通行路線の把握に関する事。 ③ 緊急通行路及び橋梁の確保に関する事。 ④ 部内の他班に属さない事。 |

| | | | |
|-----|--------|----------------------|---|
| | 維持管理班 | 維持管理課長 (維持管理課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 交通不能箇所及び通行路線の把握に関する事。 ② 道路規制に関する事。(消防・県警と連携) ③ 他班の協力支援に関する事。 |
| | 建築工事班 | 建築工事課長 (建築工事課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 住民避難の誘導支援準備に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| | 用地班 | 用地課長 (用地課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 避難住民、救援物資等の輸送車両の確保に関する事。(管財班及び企画班と連携) |
| | 下水道建設班 | 下水道建設課長 (下水道建設課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 避難所における仮設トイレの設置に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| | 下水道管理班 | 下水道管理課長 (下水道管理課長) | <ul style="list-style-type: none"> ① 避難所における仮設トイレの設置に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| 水道局 | 水道総務班 | 水道局総務課長 (水道局総務課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 水道局内の連絡調整に関する事。 ② 水道局職員の動員及び配置に関する事。 ③ 水道局庁舎の状況把握に関する事。 ④ 水道局職員の公務災害及び健康管理に関する事。 ⑤ 水道局内の他班に属さない事。 |
| | 工務班 | 工務課長 (工務課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 水道施設の状況把握に関する事。 ② 避難所における給水の確保に関する事。 |
| | 管理班 | 管理課長 (管理課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 水道施設の状況把握に関する事。 ② 武力攻撃災害時の配水体制に関する事。 |
| | 支援班 | 料金課長 (料金課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 他班の協力支援に関する事。 |

| | | | | |
|-------|---------|---|--|--|
| 教育委員会 | 教育総務班 | 教育総務課長 (教育総務課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 職員の動員及び配置に関する事。 ③ 部内の他班に属さない事。 | |
| | 教育部 | 施設班 | 施設課長 (施設課員) | ① 所管施設(学校等)の状況把握に関する事。 ② 避難所の開設支援に関する事。 |
| | | 社会教育班 | 社会教育課長 (社会教育課員) | ① 住民避難の誘導支援準備に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| | | 社会体育班 | 社会体育課長 (社会体育課員) | ① 所管施設の状況把握に関する事。 ② 避難所の開設支援に関する事。 |
| | | 公民館班 | 公民館長 (公民館員) | ① 所管施設の状況把握に関する事。 ② 避難所の開設支援に関する事。 |
| 指導部 | 学務指導班 | 学務課長 指導課長 (学務課員、指導課員) | ① 幼児児童生徒の安全確保及び避難計画に関する事。 ② 学校職員の動員や幼児児童生徒の臨時休校等、学校運営に関する事。 ③ 部内の他班に属さない事。 | |
| | 給食センター班 | 給食センター長 (給食センター員) | ① 救援炊き出し支援の準備に関する事。 | |
| | 指導支援班 | 教育研究所長 青少年センター長 (教育研究所員、青少年センター員) | ① 住民避難の誘導支援準備に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 | |

| | | | |
|------|-------|--|---|
| 文化部 | 文化班 | 文化課長 (文化課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 所管施設の状況把握に関する事。 ③ 文化財等の状況把握に関する事。 ④ 部内の他班に属さない事。 |
| | 芸術振興班 | 芸術振興課長 (芸術振興課員) | ① 所管施設の状況把握に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| | 図書館班 | 図書館長 (図書館員) | ① 所管施設の状況把握に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| | 文化支援班 | 市史編纂課長 (市史編纂課員) | ① 他班の協力支援に関する事。 |
| 消防本部 | 消防総務班 | 消防総務課長 (消防総務課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 消防職員の動員及び配置に関する事。 ③ 消防職員、団員の公務災害及び健康管理に関する事。 ④ 消防施設の状況把握に関する事。 ⑤ 部内の他班に属さない事。 |
| | 警防班 | 警防課長 (警防課員) | ① 武力攻撃災害への警戒に関する事。 ② 関係機関との連絡調整に関する事。 ③ 県内消防応援隊及び緊急消防援助隊に関する事。 |
| | 予防班 | 予防課長 (予防課員) | ① 危険物施設等の保安に関する事。 |
| | 消防班 | 各消防署長 (各消防署員) | ① 職員・団員の招集及び配置に関する事。 ② 広報車による広報活動に関する事。 ③ 住民の避難誘導準備に関する事。 ④ 武力攻撃災害への警戒に関する事。 ⑤ 市域の被害情報の収集に関する事。 |
| 支援部 | 支援班 | 議会事務局長 農業委員会局長 (議会、選管、監査、 農業委員会の局員) | ① 市対策本部への協力支援に関する事。 |

3 活動要領

(1) 実施体制

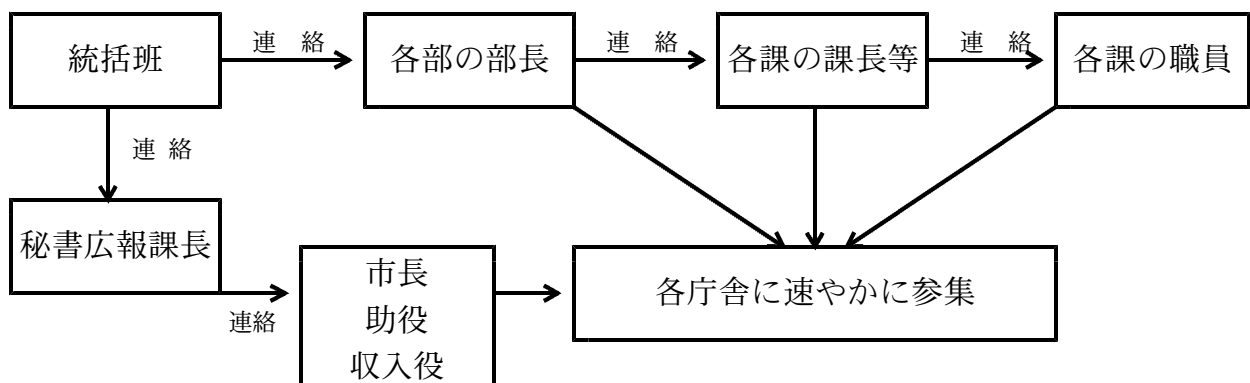
- ① 市長は、対策本部の設置すべき市としての指定の通知を受けたときは、通常業務を中断し、組織・人員配置等国民保護体制へ移行する。
- ② 市対策本部の設置
本計画第3編第2章に従い、市対策本部を設置する。
- ③ 市対策本部会議
対策本部長（市長）は、速やかに市本部会議を開催

| 目的 | 項目 |
|-----------|---|
| 情報の共有 | 武力攻撃（予測）事態の内容・各部局の状況・政府、県、関係機関等の状況 |
| 基本活動方針の決定 | 情報収集の強化・人命の最優先・国民保護措置に係る計画、体制、物資、資機材等の確認、準備 |

(2) 職員の動員

国及び県対策本部から対策本部を設置すべき市の指定を受けたときは、統括情報部統括班は、各部の部長及び秘書広報課長に連絡し、避難、救援の指示等があった場合に備えて国民保護措置従事職員（市職員）を確保する。

- ① 各部の部長は、市対策本部の設置の連絡を受けたときは、速やかに所管の課長等に連絡し、市役所本庁3階第一会議室へ参集する。
- ② 連絡を受けた秘書広報課長は、速やかに市長、助役、収入役に連絡する。
- ③ 連絡を受けた課長等は、速やかに所管の職員を招集する。
- ④ 連絡を受けた職員は、速やかに各庁舎に参集する。



- ⑤ 各課の課長等は、別紙配備要員名簿を作成し、部長及び統括情報部統括班に報告する。
- ⑥ 参集の際、次に掲げる者は、対象から外すものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 武力攻撃災害により被災した者。（負傷等） ㊧ 平常時における病弱者等で国民保護措置を実施することが困難な者 ㊨ 妊娠中の女子及び乳児をもつ者。 |
|---|

※ 上記の者は、参集の連絡があった場合、その了承を上司から受けておく。

(3) 輸送車両の確保

避難指示の際、速やかに避難住民の輸送を実施できるよう、また、救援指示の際、速やかに緊急物資等を輸送できるよう所要の準備を完了する。

- ① 総務部管財班において、市有車両の状況を把握し、住民避難輸送車両、緊急物資輸送車両、国民保護従事者輸送車両、広報車両を確保する。

住民避難輸送車両（大型車、ワンボックス車等）及び緊急物資輸送車両（トラック等）は優先的に総務輸送班、市街地整備班、検査班、用地班、に配置するものとする。

広報車両（スピーカー搭載車両）は優先的に都市計画班、区画整理班、建築指導班に配置するものとする。

- ② 企画部企画班において、県（企画部）と連携し、関係機関又は民間の輸送車両の確保に努める。また、輸送車両を確保次第、総務輸送班、市街地整備班、検査班、用地班と連携し、車両等の配置を行う。

(4) 輸送体制

輸送を実施する班が複数あることから、輸送に関する総合的な調整については、総務輸送班が担うものとする。

総務輸送班は、輸送を実施する各班との連絡体制について確認する。

(5) 医療・衛生

市民部市民健康班は、避難・救援の際、速やかな医療、助産等が提供できるよう、関係機関・団体と連絡調整を強化し、体制整備に努めるものとする。

- ① 武力攻撃災害等が発生した場合に備えて、保健師等を中心とする救護班の編成、市消防救急隊との連携、県、医療機関、医師会との連携を確認する。

- ② 救護所の設置に備えて、薬品、医療資機材等の確保（県及び関係機関へ要請）、医師等の派遣要請、負傷者等の搬送体制など所要の準備を完了する。

(6) 避難所施設

① 収容避難所

学校グラウンドや体育館などの収容避難所の管理者（教育委員会施設班、社会体育班、公民館等）は、総務部総務協力班と連携し、避難住民の受入体制を整える。

ア 収容避難所の安全を確認する。

イ 施設の電気や水道の有無を確認する。

ウ 避難所開設に必要な資機材等を確認し、統括情報部統括班に要請する。

② 一時避難所

公園及び運動広場などの一時避難所の管理者（みどり推進班、農村整備班、教委社会体育班等）は、総務部総務協力班と連携し、避難住民の受入体制を整える。

ア 一時避難所の安全を確認する。

① 一時避難所開設に必要な資機材等を確認し、統括情報部統括班に要請する。

③ 仮設トイレ

学校グラウンドや体育館などの収容避難所において、仮設トイレを速やかに設置できるよう、下水道建設班、下水道管理班は関係団体と調整を行うものとする。

(7) 広報

この段階での広報は、住民が不安、誤解を招かないよう広報内容には留意し、適宜必要な情報を提供する。

① 防災行政無線

統括情報部統括班で武力攻撃（予測）事態の状況、避難準備情報、警戒区域等の情報を住民に提供する。その際、出所が不明の情報、不確定の情報等は、広報しないものとする。

② 広報車での広報活動

統括情報部統括班は、広報車での広報活動を要請する場合、地域・内容・時間帯を明示し、都市計画班、区画整理班、建築指導班、消防班に要請する。

③ 放送内容

放送内容は、市対策本部会議で検討する。ただし、緊急を要する場合は、統括情報部長（助役）の判断で放送することができるものとする。

(放送内容例)

| | |
|----------------|----------------|
| ・武力攻撃（予測）事態の概要 | ・今後の情報に関すること |
| ・避難に関すること | ・交通規制に関すること |
| ・重要情報の通報に関すること | ・冷静な対応の呼びかけ 等々 |

(8) 要援護者支援対策

避難の指示等がされた際、速やかに要援護者（高齢者、障がい者等）が避難できるよう支援体制を整えるものである。

① 要援護者支援班（介護長寿課、障がい福祉課、児童家庭課）は、市内の高齢者及び障がい者等の独居世帯の把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、自治会長等から避難時に支援の必要な世帯について情報を収集する。

② 要援護者については、避難の際、車両等が必要なことから、総務輸送班と連絡体制の確認を行う。また、各自治会長等に対しても、避難の指示がされた場合の支援要請（避難誘導、公民館の一時避難所としての提供等）を行う。

(9) 安否情報リストの作成準備

市民部市民班は、武力攻撃災害が発生した場合に備えて、住民基本台帳、外国人登録票等の紙データ及び電子データを準備し、安否情報リストの作成体制を整えるものとする。

収容避難所等で安否情報を収集するための班員の編成、様式等の準備を完了する。安否情報の収集については、本計画 第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 安否情報の収集・提供によるものとする。

(10) 食糧・生活必需品

避難の指示がされた際、避難住民に食糧及び生活必需品が提供できるよう以下の準備を完了する。

① 食糧

この段階で、避難の規模・期間を見極めることは困難である。しかし、大規模で中・長期間の避難を要する場合、大量の食糧が必要となることから、関係機関との事前の調整が必要となる。企画部企画班及び経済部農政班は、統括情報部統括班と連携し、県（農林水産部）との連絡体制を確認し、食糧の確保、輸送方法、市の受入体制等の調整を行っておく。また、市飲食業組合や民間業者等の関係団体と連携し、食糧の確保、輸送体制の調整に努める。

食糧の輸送については、発注先業者に依頼するか、県が指示した団体等を第一順位とし、市の輸送班は住民避難の実施や車両の所有状況から第二順位とするよう調整するものとする。

② 生活必需品

①食糧と同様、この段階で、避難の規模・期間を見極めることは困難である。企画部企画班は、統括情報部統括班と連携し、県（文化環境部）との連絡体制を確認し、生活必需品の確保、輸送方法、市の受入体制等の調整を行っておく。また、経済部商工班は、市商工会等の関係団体と連携し、生活必需品の確保、輸送体制の調整に努める。

生活必需品の輸送については、発注先業者に依頼するか、県が指示した団体等を第一順位とし、市の輸送班は住民避難の実施や車両の所有状況から第二順位とするよう調整するものとする。

③ 国民保護措置従事職員の食糧等

総務部職員班は、配備要員名簿から国民保護措置従事職員の人数を把握し、企画部企画班と連携して食糧等の確保を行う。

(11) 教育対策

市教育委員会は、幼児児童生徒の避難等に備え、以下のとおり市立教育施設に指示する。

- ① 学校行事等の中止
- ② 幼児児童生徒の避難準備・事前指導
- ③ 武力攻撃発生時の対処、保護者との連絡方法の検討
- ④ 教職員の連絡体制の確認

(12) 文化財の保護

市教育委員会は、文化財について可能であれば所在場所の変更、または管理方法の変更を実施し、所有者を支援する。

(13) 特殊標章等の交付

市長（統括情報部統括班）は、次の者に特殊標章及び身分証明書を交付する。

- ① 市職員で国民保護措置に係る職務を行う者。
- ② 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(14) 住民避難誘導支援

避難の指示がされた場合、迅速かつ的確な住民避難誘導が実施できるよう以下の準備を完了する。この場合、避難誘導を実施する対象班が複数にまたがることから、連携を強化することに留意する。

① 人員の配置

複数名（2～3人程度）を1グループとし、誘導班と避難支援班に編成する。誘導班とは、避難経路上で避難所の方向に誘導するものであり、避難支援班とは、避難を要する地域の残留者の確認等をするものである。

② 関係機関との調整

避難の誘導・支援は、警察・消防・消防団・自治会等の関係機関・団体との連携が極めて重要であり、避難の際には現地にて細かな調整が行えるよう連絡体制を確認しておく。

(15) 離島住民対策

離島（津堅島等）の住民避難については、交通手段が限られている。そのため、国、県、自衛隊、海保等の公的機関や海運会社、漁組等の民間団体への協力要請が極めて重要である。

統括情報部統括班は、民間の船舶等を活用し、早い段階で離島（津堅島等）へ総務部離島対策班を派遣し、避難住民の人数等、必要な情報を把握すると同時に、前述の関係機関に避難の指示がされた場合の協力体制について調整を行う。

(16) 遺体安置所の開設準備

武力攻撃災害により、遺体安置所の開設が必要になった場合に備え、安置班は、消防、警察、海保等の関係機関と遺体の取り扱いについて調整する。また、ドライアイス、納棺用品、仮葬祭用品等の資機材を確保するため、関係機関・団体と連絡調整しておく。

遺体安置所の開設・運営については、うるま市地域防災計画 第4章 第22節によるものとする。

(17) 消防

この段階で市消防は、警察・海保等の関係機関と連携し、市域の武力攻撃災害に対する警戒を行うとともに、統括情報部統括班から依頼された広報活動（広報車による広報活動）を行う。

また、武力災害の発生に備えて、医療機関、搬送体制、避難誘導體制、災害防衛体制などの調整を関係機関と調整しておく。

| | 調 整 事 項 |
|--------|--|
| 医療機関 | 負傷者等の搬送先の調整や救護所等の調整。(市民部市民健康班との連携) |
| 搬送体制 | 多数の負傷者等が発生した場合、市の消防力では対応が困難なことが予想されることから、近隣消防との応援体制、総務輸送班との協力体制等の調整。 |
| 避難誘導體制 | 統括情報部統括班や警察、消防団との連携。 |
| 災害防御体制 | 近隣消防との協力体制 |
| その他 | その他関係機関・団体との必要な調整。 |

(18) 国民保護措置従事職員の安全確保

市長は、国民保護措置従事職員の安全を確保するため、武力攻撃が迫り、警報が発令されたときには、各部各班へ迅速に伝達するものとする。

また、現に武力攻撃が発生している地域においては、当該地域で活動している国民保護措置従事職員を撤収または安全な場所まで後退させる。その際、関係機関との情報の共有に努め、密接に連携し、必要な措置を講ずる。

(19) 救援・義援物資の受入れ体制の準備

救援・義援物資の受入れを的確に行うため、保管場所の確保、物資の内容・数量の確認体制を整える。保管場所については、交通の便・警戒区域などを考慮し、学校等の体育館や公民館の公共施設とする。場所の選定は、統括情報部統括班と調整し決定するものとする。

また、受領書を寄託者に迅速に発行できるよう様式の準備する。受領書の様式は、うるま市地域防災計画 第4章 第18節によるものとし、受領者名 うるま市災害対策本部長をうるま市対策本部長に書き換えるものとする。

(20) ボランティア総合窓口の開設

避難所等に臨時に窓口を設置し、避難所の運営や炊き出し、救援・義援物資の配分・輸送等、専門技能を要しない一般ボランティアと通訳や医療救護、介護など専門技能を要する専門ボランティアに分けて登録受け付けの準備を行う。

登録様式については、うるま市地域防災計画 第4章 第28節によるものとする。また、ボランティア活動を要請する際は、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、統括情報部統括班の指示により行うものとする。

(21) 市内福祉施設等への情報伝達

生活福祉班は、市内の社会福祉施設、要援護者支援班は、市内の介護施設、障がい者施設、保育班は、市内の保育施設(民間含む)に情報を伝達し、避難の指示がされた場合、速やかに避難が実施できるよう連携しておく。

(22) 被害情報の収集について

統括情報部情報班は、統括班や消防部又は陸上・海上自衛隊並びにうるま・石川両警察署などの関係機関と連携を密にし、市域の被害について情報を収集する。

また、電話の不通等が想定されることから、市が所有するMCA無線などを活用し、被害情報の収集にあたるものとする。

【関係機関の連絡先一覧】

| 機 関 名 | 連 絡 先 | 備 考 |
|------------|--------------|-------|
| うるま市役所 | 098-973-0606 | 総務課 |
| 県防災危機管理課 | 098-866-2143 | |
| 市消防本部 | 098-975-2005 | 消防総務課 |
| 具志川消防署 | 098-973-4838 | |
| 石川消防署 | 098-965-0831 | |
| 与勝消防署 | 098-978-3283 | |
| 平安座出張所 | 098-977-8999 | |
| 県警察本部 | 098-862-0110 | 警備第二課 |
| うるま警察署 | 098-973-0110 | 警備課 |
| 石川警察署 | 098-965-4110 | 警備課 |
| 中城海上保安署 | 098-937-4999 | |
| 防衛省自衛隊 | 098-866-5457 | 那覇市前島 |
| 沖縄地方協力本部 | 098-937-1608 | 沖縄市美里 |
| 陸上自衛隊第1混成団 | 098-857-1155 | |
| 陸上自衛隊勝連分屯地 | 098-978-4001 | |
| 海上自衛隊沖縄基地隊 | 098-978-2342 | |

| 自治会名 | 連絡先 | 自治会名 | 連絡先 | 自治会名 | 連絡先 |
|------|----------|---------|----------|-------|----------|
| 具志川 | 973-3407 | 塩屋 | 973-1936 | 石川前原 | 965-7021 |
| 田場 | 973-6069 | 豊原 | 973-1312 | 東恩納 | 964-3255 |
| 赤野 | 973-9212 | 高江洲 | 973-3571 | 美原 | 965-4713 |
| 宇堅 | 973-3558 | 前原 | 973-4635 | 平敷屋 | 978-2231 |
| 天願 | 972-3573 | 志林川 | 973-9009 | 内間 | 978-2238 |
| 昆布 | 972-3574 | 新赤道 | 973-6076 | 平安名 | 978-2237 |
| 栄野比 | 972-3551 | みどり町1・2 | 974-5480 | 南風原 | 978-2235 |
| 川崎 | 972-3471 | みどり町3・4 | 974-5839 | 浜 | 977-8450 |
| 西原 | 973-3427 | みどり町5・6 | 972-5606 | 比嘉 | 977-7227 |
| 安慶名 | 972-6052 | 曙 | 965-4780 | 津堅 | 978-7510 |
| 平良川 | 973-6059 | 南栄 | 964-4263 | 照間 | 978-2233 |
| 上平良川 | 973-3493 | 城北 | | 与那城西原 | 978-2236 |
| 兼箇段 | 973-3552 | 中央 | | 与那城 | 978-2230 |
| 米原 | 973-3431 | 松島 | | 饒辺 | 978-2232 |
| 赤道 | 973-3432 | 宮前 | | 屋慶名 | 978-2228 |
| 江洲 | 973-3001 | 東山 | 965-4297 | 平安座 | 977-8127 |
| 宮里 | 973-9013 | 旭 | | 桃原 | 977-8182 |
| 喜仲 | 979-0503 | 港 | | 上原 | 977-8166 |
| 上江洲 | 973-3502 | 伊波 | 965-1807 | 宮城 | 977-7924 |
| 大田 | 973-3555 | 嘉手苺 | 964-4350 | 池味 | 977-8256 |
| 川田 | 973-3556 | 山城 | 965-4233 | 伊計 | 977-7373 |

避難実施マニュアル

このマニュアルは、国及び県対策本部から避難の指示がされた場合や武力攻撃災害が発生し、国や県の指示を待ついとまがない場合、速やかな避難・救援等が実施できるよう定めたものである。

1 留意点

着上陸侵攻、航空機攻撃、テロ・ゲリラ、弾道ミサイルなどの武力攻撃から避難開始時期、状況、避難先等の総合的な検討が必要であり、住民に避難を求める際において、正確な情報提供、的確な避難指示、関係機関・団体との連携が重要である。

この際、社会的混乱防止、武力攻撃災害に伴う被害の予防・最小化が必要。

2 避難実施段階の市の組織体制及び主な事務分掌

| 部 名 | 班 名 | 班長 (班員) | 事 務 分 掌 |
|-----------------------|-----------------------|--------------------|--|
| 各班 共通 | | | ① 所管する施設及び管内の被災情報等の収集に関すること。 ② 関係機関との連絡調整に関すること。 |
| 統 括 情 報 部 | 統 括 班 | 総務課長 (総務課員) | ① 市対策本部、現地対策本部の運営に関すること。 ② 市が実施する国民保護措置の総括に関すること。 ③ 各部への本部決定事項の伝達及び事務分掌の調整に関すること。 ④ 国民保護措置の実施に関する各部間の調整に関すること。 ⑤ 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること。 ⑥ 被災情報、安否情報等の県への報告に関すること。 ⑦ 防災行政無線の運用に関すること。 ⑧ 他部に属さないこと。 |
| | 情 報 班 | 情報課長 (情報課員) | ① 通信回線や通信機器の確保、庁内LANの管理に関すること。 ② 被災情報、避難や救援の実施状況、武力攻撃災害等への対処状況、安否情報その他統括班から収集を依頼された情報などの収集、整理及び集約に関すること。 |
| | 秘 書 広 報 班 | 秘書広報課長 (秘書広報課員) | ① 本部長、副本部長との調整に関すること。 ② 緊急記者会見の設定に関すること。 ③ 武力攻撃災害による被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整等、対外的な広報活動に関すること。 ④ 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関すること。 |

| | | |
|-------|-----------------------------------|--|
| 総務部 | 職員課長 (職員課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 職員の非常招集に関する事。 ② 国民保護措置従事職員の健康管理及び公務災害に関する事。 ③ 国民保護措置従事職員の食糧等の確保に関する事。 ④ 国民保護措置従事職員のローテーション管理に関する事。 ⑤ 関係機関への職員応援要請に関する事。 |
| | 管財課長 (管財課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 庁舎の保全対策、市有財産の被災状況及び保全対策に関する事。 ② 市有車両の管理及び配車に関する事。 |
| | 資産税課長 市民税課長 (資産税課員、市民税課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 収容避難所の開設に関する事。 ② 収容避難所の運営に関する事。 |
| | 行革室長 (行革室員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 遺体安置所の開設・運営に関する事。 |
| | ※状況に応じて各部各班からの応援により結成 | |
| 総務輸送班 | 納税課長 (納税課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 避難住民、救援物資等の輸送に関する事。(管財班及び企画班と連携) ② 輸送を実施する各班との総合調整に関する事。 |
| 会計班 | 会計課長 (会計課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 市対策本部の歳入歳出外現金の出納に関する事。 ② 義援金等の受入、管理・保管に関する事。 ③ 他班の協力支援に関する事。 |
| 離島対策班 | 総務課長 (統括班、情報班、総務輸送班からの派遣) | <ul style="list-style-type: none"> ① 離島(津堅島等)の住民避難に関する事。 |
| 企画部 | 企画課長 まちづくり課長 (企画課員、まちづくり課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 救援・義援物資の受入れ体制に関する事。 ③ 食糧及び生活必需品の確保に関する事。(統括班と連携) ④ ボランティア総合窓口に関する事。 ⑤ 住民避難、救援物資等の運送手段の確保に関する事。 ⑥ 部内の他班に属さない事。 |

| | | | |
|-----|---------|--|--|
| | 基地対策班 | 基地対策課長 (基地対策課員) | ① 市内米軍基地及び関係機関との連絡調整に関する事。 ② 市内米軍基地等の被災情報に関する事。 |
| | 財政班 | 財政課長 (財政課員) | ① 武力攻撃災害対策の予算措置に関する事。 |
| | 参画交流班 | 男女共同参画・交流課長 (男女共同参画・交流課員) | ① 市内在住外国人の把握に関する事。 ② 市内在住外国人の避難支援に関する事。 |
| 福祉部 | 生活福祉班 | 生活福祉課長 (生活福祉課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 行旅病人及び行旅死亡人対策に関する事。 ③ 部内の他班に属さない事。 ④ 市内の社会福祉施設との連絡調整に関する事。 ④ 他班の協力支援に関する事。 |
| | 要援護者支援班 | 介護長寿課長 障がい福祉課長 児童家庭課長 (介護長寿課長、障がい福祉課員、児童家庭課員) | ① 市内の要援護者(高齢者、障がい者等)の把握に関する事。 ② 要援護者の避難支援に関する事。 ③ 市内の関係機関・団体(介護施設・障がい者施設等)との連絡調整に関する事。 |
| | 保育班 | 保育課長 (保育課員) | ① 所管施設の状況把握に関する事。 ② 市内の保育施設との連絡調整に関する事。 ③ 他班の協力支援に関する事。 |
| 市民部 | 市民生活班 | 市民生活課長 (市民生活課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 自治会との連絡調整、情報収集に関する事。 ③ 市民相談に関する事。 ④ 部内の他班に属さない事。 |
| | 市民班 | 市民課長 (市民課員) | ① 安否情報リストの作成に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| | 環境班 | 環境課長 (環境課員) | ① 動物の保護、収容に関する事。 ② 危険動物等の対策に関する事。 ③ 仮設トイレや避難所等のし尿処理に関する事。 |

| | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|--|
| | 市民健康班 | 市民健康課長 (市民健康課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 救護班の編成、派遣に関する事。 ② 医薬品及び衛生資機材の確保、調達に関する事。 ③ 医療機関との連絡調整に関する事。 ④ 赤十字に関する事。 |
| | 市民支援班 | 国民健康保険課長 年金課長 (国民健康保険課員、年金課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 収容避難所の開設及び運営に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| 都市計画部 | 都市計画班 | 都市計画課長 (都市計画課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 住民の避難誘導、避難支援に関する事。 ③ 部内の他班に属さない事。 |
| | みどり推進班 | みどり推進課長 (みどり推進課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 公園避難所(都市公園：一時避難所)の設置に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| | 区画整理班 | 区画整理課長 (区画整理課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 住民の避難誘導、避難支援に関する事。 |
| | 建築指導班 | 建築指導課長 (建築指導課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 住民の避難誘導、避難支援に関する事。 |
| | 市街地整備班 | 市街地整備課長 (市街地整備課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 避難住民、救援物資等の輸送に関する事。(管財班及び企画班と連携) |

| | | |
|-----|-----------------------------|--|
| | 検査班 検査課長 (検査課員) | ① 避難住民、救援物資等の輸送に関する事。 (管財班及び企画班と連携) |
| 経済部 | 農政班 農政課長 (農政課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 主食(米等)の確保に関する事。(県と連携) ③ 部内の他班に属さない事。 |
| | 畜水産班 畜水産課長 (畜水産課員) | ① 他班の協力支援に関する事。 |
| | 農村整備班 農村整備課長 (農村整備課員) | ① 公園避難所(農村公園:一時避難所)の設置に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| | 商工班 商工課長 (商工課員) | ① 生活物資の流通に関する事。(県と連携) ② 生活必需品の確保に関する事。(商工会と連携) |
| | 観光班 観光課長 (観光課員) | ① 市内観光客の把握に関する事。 ② 観光関連施設との連絡調整に関する事。 ③ 観光客への情報提供に関する事。 |
| 建設部 | 土木班 土木課長 (土木課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 交通不能箇所及び通行路線の把握に関する事。 ③ 緊急通行路及び橋梁の確保に関する事。 ④ 部内の他班に属さない事。 |
| | 維持管理班 維持管理課長 (維持管理課員) | ① 交通不能箇所及び通行路線の把握に関する事。 ② 道路規制に関する事。(消防・県警と連携) ③ 他班の協力支援に関する事。 |
| | 建築工事班 建築工事課長 (建築工事課員) | ① 住民の避難誘導、避難支援に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| | 用地班 用地課長 (用地課員) | ① 避難住民、救援物資等の輸送に関する事。(管財班及び企画班と連携) |

| | | | |
|-------|--------|----------------------|---|
| | 下水道建設班 | 下水道建設課長 (下水道建設課員) | ① 避難所における仮設トイレの設置に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| | 下水道管理班 | 下水道管理課長 (下水道管理課員) | ① 避難所における仮設トイレの設置に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| 水道局 | 水道総務班 | 水道局総務課長 (水道局総務課員) | ① 水道局内の連絡調整に関する事。 ② 水道局職員の動員及び配置に関する事。 ③ 水道局庁舎の状況把握に関する事。 ④ 水道局職員の公務災害及び健康管理に関する事。 ⑤ 水道局内の他班に属さない事。 |
| | 工務班 | 工務課長 (工務課員) | ① 水道施設の状況把握に関する事。 ② 避難所における給水の確保に関する事。 |
| | 管理班 | 管理課長 (管理課員) | ① 水道施設の状況把握に関する事。 ② 武力攻撃災害時の配水体制に関する事。 |
| | 支援班 | 料金課長 (料金課員) | ① 他班の協力支援に関する事。 |
| 教育委員会 | 教育総務班 | 教育総務課長 (教育総務課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 職員の動員及び配置に関する事。 ③ 部内の他班に属さない事。 |
| | 施設班 | 施設課長 (施設課員) | ① 所管施設(学校等)の状況把握に関する事。 ② 避難所の開設支援に関する事。(総務部総務協力班と連携) |
| | 社会教育班 | 社会教育課長 (社会教育課員) | ① 住民の避難誘導、避難支援に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |

| | | | |
|-----|---------|---|--|
| | 社会体育班 | 社会体育課長 (社会体育課員) | ① 所管施設の状況把握に関する事。 ② 避難所の開設支援に関する事。(総務部総務協力班と連携) |
| | 公民館班 | 公民館長 (公民館員) | ① 所管施設の状況把握に関する事。 ② 避難所の開設支援に関する事。(総務部総務協力班と連携) |
| 指導部 | 学務指導班 | 学務課長 指導課長 (学務課員、指導課員) | ① 幼児児童生徒の安全確保及び避難計画に関する事。 ② 学校職員の動員や幼児児童生徒の臨時休校等、学校運営に関する事。 ③ 応急教育に関する事。 ④ 部内の他班に属さない事。 |
| | 給食センター班 | 給食センター長 (給食センター員) | ① 救援炊き出しに関する事。 |
| | 指導支援班 | 教育研究所長 青少年センター長 (教育研究所員、青少年センター員) | ① 住民の避難誘導、避難支援に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| 文化部 | 文化班 | 文化課長 (文化課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 所管施設の状況把握に関する事。 ③ 文化財等の状況把握に関する事。 ④ 部内の他班に属さない事。 |
| | 芸術振興班 | 芸術振興課長 (芸術振興課員) | ① 所管施設の状況把握に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| | 図書館班 | 図書館長 (図書館員) | ① 所管施設の状況把握に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |

| | | | |
|------|-------|--------------------|---|
| | 文化支援班 | 市史編纂課長 (市史編纂課員) | ① 他班の協力支援に関する事。 |
| 消防本部 | 消防総務班 | 消防総務課長 (消防総務課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 機材及び物品の調達に関する事。 ③ 職員の動員及び配置に関する事。 ④ 部内の他班に属さない事。 |
| | 警防班 | 警防課長 (警防課員) | ① 武力攻撃災害への警戒に関する事。 ② 関係機関との連絡調整に関する事。 ③ 県内消防応援隊及び緊急消防援助隊への応援要請に関する事。 |
| | 予防班 | 予防課長 (予防課員) | ① 危険物施設等の保安に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| | 消防班 | 各消防署長 (各消防署員) | ① 職員・団員の招集及び配置に関する事。 ② 広報車による広報活動に関する事。 ③ 住民の避難誘導、避難支援に関する事。 ④ 武力攻撃災害への警戒に関する事。 ⑤ 救助・救急に関する事。 ⑥ 武力攻撃災害の鎮圧に関する事。 ⑦ 救護所の設置運営に関する事。(市民健康班と連携) ⑧ 市域の被災情報の収集に関する事。(県警、海保、自衛隊等と連携) |
| | 支援部 | 支援助班 | 議会事務局長 農業委員会局長 (議会、選管、監査、 農業委員会の局員) |

3 活動要領

(1) 実施体制

- ① 市長は、国及び県対策本部から避難、救援等の指示を受けたときは、速やかに関係機関・団体と連携して実施する
- ② 統括情報部統括班は、住民の避難が市外、県外になる場合に備えて、国、県、関係市町村等との連絡体制を確保する。
- ③ 市は、全庁をあげて住民の避難を支援する。
- ④ 市対策本部会議
対策本部長（市長）は、速やかに市本部会議を開催

| 目的 | 項目 |
|-----------|--|
| 情報の共有 | 武力攻撃事態の内容・各部局の状況・政府、県、関係機関等の状況・被災状況・避難経路・避難所の選定・その他必要な情報 |
| 基本活動方針の決定 | 情報収集の強化・関係機関、団体との連携・人名の最優先・避難経路・避難所の選定・避難方法・その他必要な事項 |

(2) 警報及び避難の指示等

① 警報

市長は、国及び県対策本部長が発令した警報の通知の内容を速やかに各部各班、関係機関・団体等及び市域の住民に通知する。

なお、武力攻撃事態が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に含まれている場合は、防災行政無線のチャイムは国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し、警報の内容等を周知する。

| | 伝達方法 | 伝達内容 |
|---------|-------------|---|
| 各部各班 | 内線、N T T回線等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃事態の予測及び現状 ・ 武力攻撃事態が迫り、又は現に発生したと認められる避難 ・ 住民及び公私団体に対し、周知させるべき事項等 |
| 関係機関・団体 | 担当課から連絡 | |
| 住民 | 防災行政無線、広報車等 | |

② 避難指示

市長は、国及び県対策本部長から避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに県、県警察等関係機関の意見を聞いたうえで、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンに基づき、避難実施要領を作成する。

避難実施要領を定めた場合、市国民保護計画に定めるところにより警報に準じて、関係機関・団体、住民等に伝達するほか、県、市域を管轄する警察署長、中城海上保安署長、陸上自衛隊勝連分屯地司令、海上自衛隊沖縄基地隊司令、指定（地方）公共機関等に電話・F A X等で通知するものとする。

(3) 輸送

- ① 統括情報部は、避難所、避難経路、地域の状況等を総合的に勘案し、市対策本部で策定した避難実施要領に基づき、総務輸送班、市街地整備班、検査班、用地班に輸送経路等を指示する。
- ② 企画部企画班は、県（企画部）と連携し、関係機関又は民間の輸送車両が確保でき次第、統括情報部統括班に連絡し、車両配置の調整を行う。
- ③ 避難距離が短い場合（市内での移動）は、徒歩での避難を基本とし、高齢者、障がい者、乳幼児やその保護者、妊婦、病弱者等については車両輸送する。
- ④ 移動距離が長い場合（市外への移動等）は、最寄りの収容避難所又は一時避難所に徒歩で移動してもらい、避難所から市外へ車両輸送する。この際、高齢者、障がい者、乳幼児やその保護者、妊婦、病弱者等を優先し、一般を次ぎ順位とする。
- ⑤ 総務輸送班、市街地整備班、検査班、用地班及び企画部企画班は、避難誘導班、避難支援班との連携を密にし、効率的な車両輸送を実施する。
- ⑥ 携行品は、必要最小限にとどめ、ペット等の携行は認めない。（盲導犬等は除く）

(4) 医療・衛生

市民部市民健康班は、武力攻撃の発生により、多数の負傷者がでた場合、市消防と連携し、救護所を設置して負傷者の対応にあたるものとする。この場合、救護所の設置場所については、安全な地域（例：避難所周辺、現地対策本部周辺等）に設置し、国民保護措置従事職員の安全確保を図るものとする。また、関係機関・団体（輸送班、県や医師会）と連携し、負傷者の医療体制・搬送体制を確保する。

(5) 避難所

① 収容避難所の開設・運営

総務協力班、市民支援班及び施設の管理者は、避難住民の名簿を作成し、人数等を把握する。名簿の様式については、「うるま市地域防災計画第4章第6節」によるものとする。

避難が中・長期間になる場合は、食糧や生活必需品を確保する。確保方法については、避難名簿から人数、内容等を把握し、企画部企画班（食糧、生活必需品）、経済部商工班（生活必需品）へ必要数量を要請する。食糧や生活必需品の輸送は、企画部企画班、経済部商工班が総務輸送班等と調整し手配する。

② 一時避難所の開設・運営

みどり推進班、農村整備班及び社会体育班は、避難対象地域内及びその周辺の公園等を一時避難所として開設する。一時避難所の性格としては、収容避難所等へ避難する前の中継地点である。このことから、一時避難所周辺の

住民の避難が完了次第、撤収するものとする。また、一時避難所から収容避難所までは徒歩での避難を基本とするが、高齢者、障がい者、乳幼児やその保護者、妊婦、病弱者については、総務輸送班と調整し、車両輸送するものとする。

また、収容避難所等へ、ペット等（盲導犬等は除く）の携行をしないよう指導し、携行品も必要最小限度にとどめるよう指導する。

(6) 広報

この段階の広報は、住民が不安、誤解を招かないよう留意し、適宜必要な情報を提供する。

① 防災行政無線

統括情報部統括班で武力攻撃（予測）事態の状況、避難情報、警戒区域等の情報を住民に提供する。その際、出所が不明の情報、不確定の情報等は広報しないものとする。

② 広報車での広報活動

統括情報部統括班は、広報車での広報活動を要請する場合、地域・内容・時間帯を明示し、都市計画班、区画整理班、建築指導班、消防班に要請する。

また、武力攻撃による危険が迫っている地域及び現に武力攻撃が発生している地域については、防災行政無線を中心に広報活動を行うものとする。

③ 放送内容

放送内容は、市対策本部会議で検討する。ただし、緊急を要する場合は、統括情報部長（助役）の判断で放送することができるものとする。

(放送内容例)

- | | |
|----------------|----------------|
| ・武力攻撃（予測）事態の概要 | ・今後の情報に関すること |
| ・避難に関すること | ・交通規制に関すること |
| ・重要情報の通報に関すること | ・冷静な対応の呼びかけ 等々 |

(7) 要援護者支援対策

避難の指示がされた場合、要援護者（高齢者、障がい者等）の避難支援を実施する。

① 要援護者支援班（介護長寿課、障がい福祉課、児童家庭課）は、収集した高齢者及び障がい者等の独居世帯情報を活用し、要援護者の避難支援にあたる。また、必要があれば、これらの情報を消防、警察等の関係機関に提供し、要援護者の避難支援の協力体制を構築する。

② 避難支援にあたっては、要援護者の避難に伴う怪我や体調の変化等には注意を払い、必要があれば総務輸送班又は市消防救急隊へ要請する。

③ 要援護者の避難については、基本的には一時避難所へ徒歩へ避難してもらい、歩行することが困難である者には、車両輸送を実施する。その際、総務輸送班に連絡し調整するものとする。

(8) 安否情報リスト

- ① 市民班は、収容避難所等へ要員を派遣し、安否情報の収集を行う。その際、総務協力班、市民支援班等と連携し、避難者名簿等を参考しながら安否情報の収集を行う。また、総務部安置班や消防・警察等関係機関と連携し、安否情報の収集を行う。

安否情報の収集方法、収集項目及び様式等については、本計画 第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 安否情報の収集・提供によるものとする。

- ② 市民班は、安否情報の照会窓口を設置するものとする。その際、武力攻撃による危険区域等に留意し、設置するものとする。(設置場所例：収容避難所周辺、市対策本部等)
- ③ 住民からの安否情報の照会に迅速に対処するため、収容避難所や関係機関から収集した情報は、照会窓口を集約し、整理するものとする。
- ④ 整理した安否情報は、定期的に統括情報部統括班に報告するものとする。

(9) 食糧・生活必需品

避難が指示され、収容避難所を開設した場合、必要に応じて食糧及び生活必需品を配布する。

① 食糧

総務協力班、市民支援班と連携して避難者の数を把握し、食糧を確保する。食糧の確保にあたっては、統括情報部統括班と連携し、県（農林水産部）や市飲食業組合、民間業者等の関係機関・団体に要請する。この場合、乳幼児や高齢者に配慮した食糧（例：粉ミルクや離乳食、おかゆ等）の確保にも努める。

また、食糧の輸送については、発注先業者に依頼するか、県が指示した団体等を第一順位とし、市の輸送班は住民避難の実施や車両の所有状況から第二順位とするよう調整するものとする。

② 生活必需品

総務協力班、市民支援班と連携して避難者の数を把握し、生活必需品を確保する。

生活必需品の確保にあたっては、統括情報部統括班と連携し、県（文化環境部）や商工会、民間業者等の関係機関・団体に要請する。この場合、乳幼児や女性等に配慮した生活必需品（例：おむつや生理用品等）の確保にも努める。

また、生活必需品の輸送については、発注先業者に依頼するか、県が指示した団体等を第一順位とし、市の輸送班は住民避難の実施や車両の所有状況から第二順位とするよう調整するものとする。

③ 国民保護措置従事職員の食糧

総務部職員班は、配備要員名簿から国民保護措置従事職員の人数を把握し、企画部企画班と連携して食糧の確保を行う。

(10) 教育対策

市教育委員会は、避難の指示等がされた場合、幼児児童生徒の安全を第一に確保するものとする。

- ① 授業中などに避難の指示等がされた場合、体育館等の広場に全幼児児童生徒を集合させ、人数の確認等を行う。その後、教育委員会を通じ、統括情報部統括班の指示により避難を開始するものとする。また、保護者に対し、電話等を通じて避難先の連絡を実施する。
- ② 登下校時に避難の指示等がされた場合、通学路及びその周辺地域へ教職員等を派遣し、必要な措置を講ずるとともに、状況に応じ、警察、消防等の関係機関と連携して幼児児童生徒の安全を確保する。
- ③ 避難期間が中・長期に及ぶことが予想される場合は、避難先での幼児児童生徒の応急教育活動が実施できるよう県教育庁等の関係機関と調整を図る。

(11) 住民避難誘導支援

避難の指示がされた場合、避難誘導を実施する各班は、消防、警察などの関係機関と連携し、住民の避難支援を行う。

① 誘導班

避難経路上に誘導班を配置し、最寄りの一時避難所又は収容避難所の方角に誘導していく。交差点などのポイントには、確実に人員を配置し、適切な誘導ができるよう留意する。また、避難者に対して、携行品は必要最小限とし、ペット等（盲導犬は除く）の携行はしないよう指導する。

② 避難支援班

避難を要する地域の残留者の確認を行う。この場合、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者については、避難の指示に従うようできる限り説得に努めるものとし、どうしても説得に応じない場合は、関係機関と協力連携して対応する。

(12) 離島住民対策

避難の指示がされた場合、離島対策班は、統括情報部統括班と連携し、輸送手段を確保する。その後、公民館や漁港等の安全を確認し住民を誘導する。その際、避難住民の人数等の把握、携行品の最小限化、ペット等（盲導犬は除く）の携行はしない等の指導を行う。

統括情報部統括班は、自衛隊、海保、海運会社や漁組等の関係機関・団体に離島の住民避難について協力要請をし、輸送手段を確保する。

また、離島対策班は、対象地域の住民避難が完了したときは、速やかに撤収するものとする。

(13) 遺体安置所の開設・運営

武力攻撃災害により、遺体安置所の開設が必要となった場合、安置班は、統括情報部統括班の指示により避難所を開設する。その際、統括情報部統括班は、遺

体の搬送、安置を的確に実施するため、関係機関に対して、遺体安置所の開設を通知するものとする。

多数の死者がでた場合、安置班のみでの対応が困難となることが予想されることから、各部各班は、数名の人員を派遣することに努める。派遣人数の調整については、市対策本部会議で調整するものとする。

また、安置班は、ドライアイス、納棺用品、仮葬祭用品等を関係機関・団体に要請し、調達する。

遺体安置所の開設・運営については、うるま市地域防災計画 第4章 第22節によるものとし、遺体の身元が判明次第、市民部市民班（安否情報）に連絡するものとする。

また、遺体安置所を設置している地域に、武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生した場合、統括情報部は安置班に対し、適切な指示（遺体安置所を警察、自衛隊等の機関に引き継ぐか別の場所に搬送する等の処置）をするものとする。

(14) 消防

避難の指示がされた場合、住民の避難誘導を優先事項とし、かつ武力攻撃災害の発生に備え、救急搬送体制、武力攻撃災害への警戒・防御について、関係機関・団体と連携する。

(15) 国民保護措置従事職員の安全確保

市長は、国民保護措置従事職員の安全を確保するため、武力攻撃が迫り、警報が発令されたときには、各部各班へ迅速に伝達するものとする。

また、現に武力攻撃が発生している地域においては、当該地域で活動している国民保護措置従事職員を撤収または安全な場所まで後退させる。その際、関係機関との情報の共有に努め、密接に連携し、必要な措置を講ずる。

(16) 市外・県内への避難について

避難の指示が市外・県外の場合、統括情報部統括班は、県対策本部と連携し、避難先の受入確認等の調整を行う。この際、本市の避難住民を可能な限り分散させず、一箇所若しくは近隣避難所に集中させるように調整する。

また、住民を避難させる際に使用する車両、航空機、船舶等については、県対策本部等と調整し、指示を受けるものとする。

市外・県外での食糧及び生活必需品についても県対策本部等と連携し、確保に努めるものとする。

(17) 救援・義援物資の配分・輸送

市対策本部で救援・義援物資の内容・数量を確認し、配布時期、方法等を協議のうえ決定する。その際、食料品など特に保存のきかない物資から優先して配布するものとする。また、輸送については、総務輸送班が担当するものとする。

避難住民復帰マニュアル

このマニュアルは、避難指示の解除後、避難した住民の復帰を円滑に行い、避難生活の解消を図ることを目的とする。

1 留意点

基本的には、事態の緊急性が低いと考えられるので、必ずしも誘導を行う必要はなく、最適な方法により実施する。

しかし、避難が市外・県外に及んだ場合には、少なからず地域の拠点（学校や公民館、公園等）まで輸送する必要がある。

2 避難住民復帰段階の市の組織体制及び主な事務分掌

| 部名 | 班名 | 班長 (班員) | 事務分掌 |
|-------|-------|--------------------|---|
| 各班共通 | | | <ul style="list-style-type: none"> ① 所管する施設及び管内の被災情報等の収集に関すること。 ② 関係機関との連絡調整に関すること。 |
| 統括情報部 | 統括班 | 総務課長 (総務課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 市が実施する避難住民復帰に関する統括 ② 各部への本部決定事項の伝達及び事務分掌の調整に関すること。 ③ 国民保護措置の実施に関する各部間の調整に関すること。 ④ 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること。 ⑤ 被災情報、安否情報等の県への報告に関すること。 ⑥ 防災行政無線での広報に関すること。 ⑦ 警報の解除、避難指示解除の通知等 ⑧ 他部に属さないこと。 |
| | 情報班 | 情報課長 (情報課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 通信回線や通信機器の確保、庁内LANの管理に関すること。 ② 被災情報、避難や救援の実施状況、武力攻撃災害等への対応状況、安否情報その他統括班から収集を依頼された情報などの収集、整理及び集約に関すること。 |
| | 秘書広報班 | 秘書広報課長 (秘書広報課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 対策本部長、副本部長との調整に関すること。 ② 武力攻撃災害による被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関すること。 ③ 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関すること。 |

| | | | |
|-------|------------------------------|-----------------------------------|--|
| 総務部 | 職員班 | 職員課長 (職員課員) | ① 国民保護措置従事職員の健康管理及び公務災害に関すること。 ② 国民保護措置従事職員の食糧等の確保に関すること。 ③ 国民保護措置従事職員のローテーション管理に関すること。 ④ 関係機関への職員応援要請に関すること。 |
| | 管財班 | 管財課長 (管財課員) | ① 庁舎の保全対策及び市有財産の被災状況及び保全対策に関すること。 ② 市有車両の管理及び配車に関すること。 |
| | 総務協力班 | 資産税課長 市民税課長 (資産税課員、市民税課員) | ① 収容避難所の運営・閉鎖に関すること。 |
| | 安置班 | 行革室長 (行革室員) | ① 遺体安置所の運営・閉鎖に関すること。 |
| | | ※状況に応じて各部各班からの応援より結成 | |
| | 総務輸送班 | 納税課長 (納税課員) | ① 避難住民の復帰輸送及び救援物資の輸送に関すること。 ② 他班の協力支援に関すること。 |
| | 会計班 | 会計課長 (会計課員) | ① 市対策本部の歳入歳出外現金の出納に関すること。 ② 義援金の受入、管理・保管に関すること。 |
| 離島対策班 | 総務課長 (統括班、情報班、総務輸送班からの派遣) | ① 離島(津堅島等)の避難住民の復帰に関すること。 | |
| 企画部 | 企画班 | 企画課長 まちづくり課長 (企画課員、まちづくり課員) | ① 部内の連絡調整に関すること。 ② 救援・義援物資の受入れ体制に関すること。 ③ 食糧及び生活必需品の確保に関すること。(統括班と連携) ④ ボランティア総合窓口に関すること。 ⑤ 避難住民、救援物資等の運送手段の確保に関すること。 ⑥ 部内の他班に属さないこと。 |
| | 基地対策班 | 基地対策課長 (基地対策課員) | ① 市内米軍基地及び関係機関との連絡調整に関すること。 ② 市内の米軍基地等の被災情報に関すること。 |

| | | | |
|-----|---------|--|--|
| | 財政班 | 財政課長 (財政課員) | ① 武力攻撃災害対策の予算措置に関する事。 |
| | 参画交流班 | 男女共同参画・交流課長 (男女共同参画・交流課員) | ① 市内在住外国人の把握に関する事。 ② 市内在住外国人の避難の復帰支援に関する事。 |
| 福祉部 | 生活福祉班 | 生活福祉課長 (生活福祉課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 被災者の生活保護に関する事。 ③ 行旅病人及び行旅死亡人対策に関する事。 ④ 市内の社会福祉施設の避難復帰支援に関する事。 ⑤ 部内の他班に属さない事。 |
| | 要援護者支援班 | 介護長寿課長 障がい福祉課長 児童家庭課長 (介護長寿課員、障がい福祉課員、児童家庭課員) | ① 市内の要援護者(高齢者、障がい者等)の把握に関する事。 ② 要援護者の避難の復帰支援に関する事。 ③ 市内の関係機関・団体(介護施設、障がい者施設等)の避難復帰支援に関する事。 |
| | 保育班 | 保育課長 (保育課員) | ① 所管施設の状況把握に関する事。 ② 応急保育に関する事。 |
| 市民部 | 市民生活班 | 市民生活課長 (市民生活課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 自治会との連絡調整、情報収集に関する事。 ③ 市民相談に関する事。 ④ 部内の他班に属さない事。 |
| | 市民班 | 市民課長 (市民課員) | ① 安否情報リストの作成・照会に関する事。 |
| | 環境班 | 環境課長 (環境課員) | ① 被災地域の防疫に関する事。 ② 動物の死体の処理及び危険動物等の対策に関する事。 ③ し尿の処理に関する事。 |
| | 市民健康班 | 市民健康課長 (市民健康課員) | ① 医療機関との連絡調整に関する事。 ② 感染症予防に関する事。 ③ 救護所の運営(撤収含む)に関する事。(消防と連携) ④ 住民の健康相談に関する事。 ⑤ 赤十字に関する事。 |

| | | |
|--------|-------------------------------------|--|
| 市民支援班 | 国民健康保険課長 年金課長 (国民健康保険課員、年金課員) | ① 収容避難所の運営(廃止含む)に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| 都市計画部 | 都市計画課長 (都市計画課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 広報車による広報活動に関する事。 ③ 避難住民の復帰支援に関する事。 ④ 部内の他班に属さない事。 |
| みどり推進班 | みどり推進課長 (みどり推進課員) | ① 所管する都市公園等の状況把握に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| 区画整理班 | 区画整理課長 (区画整理課員) | ① 広報車による広報活動に関する事。 ② 避難住民の復帰支援に関する事。 ③ 他班の協力支援に関する事。 |
| 建築指導班 | 建築指導課長 (建築指導課員) | ① 被災した建物等の危険度判定に関する事。 |
| 市街地整備班 | 市街地整備課長 (市街地整備課員) | ① 避難住民の復帰輸送及び救援物資の輸送に関する事。 |
| 検査班 | 検査課長 (検査課員) | ① 避難住民の復帰輸送及び救援物資の輸送に関する事。 |
| 経済部 | 農政課長 (農政課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 主食(米等)の確保に関する事。(県と連携) ③ 部内の他班に属さない事。 |

| | | | |
|-----|--------|----------------------|--|
| | 畜水産班 | 畜水産課長 (畜水産課員) | ① 関係機関との連絡調整、被災情報の収集に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| | 農村整備班 | 農村整備課長 (農村整備課員) | ① 関係機関との連絡調整、被災情報の収集に関する事。 ② 所管する施設等の被害状況に関する事。 ③ 他班の協力支援に関する事。 |
| | 商工班 | 商工課長 (商工課員) | ① 関係機関との連絡調整、被災情報の収集に関する事。 ② 生活必需品の確保に関する事。 ③ 他班の協力支援に関する事。 |
| | 観光班 | 観光課長 (観光課員) | ① 関係機関との連絡調整、被災情報の収集に関する事。 ② 観光客の避難の復帰支援に関する事。 ③ 他班の協力支援に関する事。 |
| 建設部 | 土木班 | 土木課長 (土木課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 交通不能箇所及び通行路線の把握に関する事。 ③ 地すべり地域等市内の危険箇所の状況把握に関する事。 ④ 部内の他班に属さないこと。 |
| | 維持管理班 | 維持管理課長 (維持管理課員) | ① 交通不能箇所及び通行路線の把握に関する事。 ② 道路規制に関する事。(消防、警察と連携) ③ 河川施設等の状況把握に関する事。 |
| | 建築工事班 | 建築工事課長 (建築工事課員) | ① 所管する施設の状況把握に関する事。 ② 応急仮設住宅に関する事。 ③ 他班の協力支援に関する事。 |
| | 用地班 | 用地課長 (用地課員) | ① 避難住民の復帰輸送及び救援物資の輸送に関する事。 |
| | 下水道建設班 | 下水道建設課長 (下水道建設課員) | ① 避難所における仮設トイレの撤収に関する事。 ② 下水道施設に状況把握に関する事。 ③ 他班の協力支援に関する事。 |

| | | | | |
|-------|--------|----------------------|--|--|
| | 下水道管理班 | 下水道管理課長 (下水道管理課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 避難所における仮設トイレの撤収に関する事。 ② 下水道施設に状況把握に関する事。 ③ 他班の協力支援に関する事。 | |
| 水道局 | 水道総務班 | 水道局総務課長 (水道局総務課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 水道局内の連絡調整に関する事。 ② 水道局庁舎の状況把握に関する事。 ③ 水道局職員の公務災害及び健康管理に関する事。 ④ 水道局内の他班に属さない事。 ⑤ 他班の協力支援に関する事。 | |
| | 工務班 | 工務課長 (工務課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 水道施設の状況把握に関する事。 ② 避難所における給水の確保に関する事。 | |
| | 管理班 | 管理課長 (管理課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 水道施設の状況把握に関する事。 ② 断水地域の配水体制に関する事。 | |
| | 支援班 | 料金課長 (料金課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 他班の協力支援に関する事。 | |
| 教育委員会 | 教育総務班 | 教育総務課長 (教育総務課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 部内の他班に属さない事。 ③ 他班の協力支援に関する事。 | |
| | 教育部 | 施設班 | 施設課長 (施設課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の状況把握に関する事。 ② 避難所の廃止に関する事。 |
| | | 社会教育班 | 社会教育課長 (社会教育課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 避難住民の復帰支援に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| | | 社会体育班 | 社会体育課長 (社会体育課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の状況把握に関する事。 ② 避難所の廃止に関する事。 |

| | | | |
|-----|---------|---|---|
| | 公民館班 | 公民館長 (公民館員) | ① 所管施設の状況把握に関する事。 ② 避難所の廃止に関する事。 |
| 指導部 | 学務指導班 | 学務課長 指導課長 (学務課員、指導課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 応急教育に関する事。 ③ 学校教材及び教育資機材の確保に関する事。 ④ 部内の他班に属さない事。 |
| | 給食センター班 | 給食センター長 (給食センター員) | ① 施設の状況把握に関する事。 ② 救援炊き出しに関する事。 |
| | 指導支援班 | 教育研究所長 青少年センター長 (教育研究所員、青少年センター員) | ① 避難住民の復帰支援に関する事。 |
| 文化部 | 文化班 | 文化課長 (文化課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 所管施設の状況把握に関する事。 ③ 文化財等の状況把握に関する事。 ④ 部内の他班に属さない事。 |
| | 芸術振興班 | 芸術振興課長 (芸術振興課員) | ① 所管施設の状況把握に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| | 図書館班 | 図書館長 (図書館員) | ① 所管施設の状況把握に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| | 文化支援班 | 市史編纂課長 (市史編纂課員) | ① 他班の協力支援に関する事。 |

| | | | |
|------------------|-----------------------|--|---|
| 消 防 本 部 | 消 防 総 務 班 | 消防総務課長 (消防総務課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 消防職員、団員の公務災害及び健康管理に関する事。 ③ 消防施設の状況把握に関する事。 ④ 部内の他班に属さない事。 |
| | 警 防 班 | 警防課長 (警防課員) | ① 関係機関との連絡調整に関する事。 ② 県内消防応援隊及び緊急消防援助隊に関する事。 |
| | 予 防 班 | 予防課長 (予防課員) | ① 危険物施設等の保安に関する事。 |
| | 消 防 班 | 各消防署長 (各消防署員) | ① 広報車による広報活動に関する事。 ② 救急・救助に関する事。 ③ 武力攻撃災害の鎮圧に関する事。 ④ 行方不明者の捜索に関する事。 ⑤ 市域の被災情報の収集に関する事。(県警、海保、自衛隊等と連携) |
| 支 援 部 | 支 援 班 | 議会事務局長 農業委員会局長 (議会、選管、監査、 農業委員会の局員) | ① 市対策本部への協力支援に関する事。 |

3 活動要領

(1) 実施体制

① 市対策本部及び市現地対策本部の廃止

市長(統括情報部統括班)は、対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく対策本部及び現地対策本部を廃止する。

また、市対策本部を廃止したときは、市対策本部設置の通知に準じて市対策本部廃止の通知を行うものとする。

② 市復帰支援本部の設置

市対策本部を廃止した場合、必要に応じ市復帰支援本部(本部長:市長)を設置し、避難住民の復帰を支援するものとする。

市復帰支援本部の組織体制は、市対策本部組織を移行させたものとし、設置期間は概ね復帰が完了したと認められるまでとする。

なお、市復帰支援本部の各部各班の主な事務分掌は、本マニュアルの2 避難住民復帰段階の市の組織体制及び主な事務分掌によるものとする。

③ 市復帰支援本部の廃止

避難住民の復帰が概ね完了したと認められるとき、市復帰支援本部は廃止

するものとする。その場合、統括情報部統括班は、関係機関に市復帰支援本部廃止の通知を行うものとする。

(2) 情報収集

避難先地域からの復帰については、復帰先の安全を確認・確保したうえで行うものとする。

- ① 統括情報部統括班は、消防、警察、海保、自衛隊等の関係機関と連携し、復帰先の安全の確認を行う。
- ② 市対策本部（市復帰支援本部）は、関係機関及び関係各班から復帰先の状況等の情報を収集し、復帰日時、交通手段、復帰ルート等を選定して関係機関に通知する。

(3) 避難住民の復帰

基本的には、避難所から徒歩等にて復帰するが、徒歩による復帰が困難な者（高齢者や妊婦、病弱者等）については、車両輸送を実施するものとする。

また、市外及び県外からの復帰については、少なからず地域の拠点まで輸送する必要があるが、車両・船舶・航空機等適切な方法により実施する。船舶及び航空機の手配については、統括情報部統括班が県や関係機関と調整して実施し、車両の手配については、総務部管財班、企画部企画班で車両の確保を行い、輸送については、総務輸送班を中心に行うものとする。

(4) 避難住民の復帰支援活動

統括情報部統括班は、消防・警察・海保・自衛隊等の関係機関から復帰先の安全を確認した場合、避難住民の復帰の実施に先立ち、復帰支援を担当する各部各班を現地に派遣する。派遣された各班は、被災状況の詳細や規模等を調査し、統括情報部統括班に連絡するものとする。この場合、復帰支援を担当する班が複数あることから、各班は連携をするよう留意する。

また、避難住民復帰の実施にともない、道路の損壊等危険な場所に近づけないよう人員を配置し、迂回路等に誘導するものとする。

(5) 収容避難所

市内の収容避難所について、被災状況によっては、収容避難所の即時廃止が困難となることが予想されることから、復帰の状況等を勘案し、決定することとする。また、総務協力班は、住居等の被害が甚大で、収容避難所に留まる避難者数について把握し、その世帯数及び人数を統括情報部統括班に報告するものとする。

統括情報部統括班は、総務協力班からの報告により、食糧及び生活必需品の調達を企画部企画班、経済部商工班に依頼し、建築部建築工事班に応急仮設住宅の設置等の調整を行う。

(6) 応急仮設住宅

建設部建築工事班は、応急仮設住宅の設置について、県土木建築部や関係機関と調整のうえ、設置に努める。また、入居者の優先順位については、高齢者や障がい者、妊婦、病弱者等を優先するよう配慮する。

(7) 遺体安置所

遺体安置所の運営については、うるま市地域防災計画 第4章 第22節のとおりとし、安置所の廃止については、遺族等の引き取りなどにより安置所から遺体がなくなった段階で廃止するものとする。その際、統括情報部統括班に報告するものとし、報告を受けた統括情報部統括班は、関係機関へ遺体安置所の廃止の通知をする。

(8) 安否情報リスト

市民部市民班は、各庁舎等に安否情報照会窓口を設置する。複数箇所に窓口を設置した場合、収集した情報及び照会申請等が一元的に管理できるよう留意する。

安否情報の収集については、避難実施時に収集した情報や遺体安置所からの連絡、消防や警察等の機関と連携を密にし、情報を管理する。

また、定期的に統括情報部統括班に安否情報の一覧を報告する。

(9) 行方不明者の搜索

市消防は、警察や海保、自衛隊等の関係機関と連携し、武力攻撃による被災地域や市民部市民班から得た安否情報等をもとに行方不明者の検索を実施する。

また、遺体を発見した場合は、警察の検視を実施し、遺体安置所に搬送するものとする。

復 旧 ・ 復 興 マ ニ ュ ア ル

このマニュアルは、国民保護措置終了後、武力攻撃災害から、速やかに市民生活の再建と安定を図ることを目的に定めたものである。

1 復旧・復興段階の市の組織体制及び主な事務分掌

| 部 名 | 班 名 | 班長 (班員) | 事 務 分 掌 |
|-----------------------|-----------------------|--------------------|---|
| 各班 共通 | | | ① 所管する施設及び管内の被災情報等の収集に関すること。 ② 関係機関との連絡調整に関すること。 |
| 統 括 情 報 部 | 統 括 班 | 総務課長 (総務課員) | ① 復旧・復興の総括に関すること。 ② 各部への本部決定事項の伝達及び事務分掌の調整に関すること。 ③ 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請に関すること。 ④ 被災情報、安否情報等の県への報告に関すること。 ⑤ 防災行政無線に関すること。 ⑥ 不服申立て、争訟等の処理の総括に関すること。 ⑦ 他部に属さないこと。 |
| | 情 報 班 | 情報課長 (情報課員) | ① 通信回線や通信機器の確保、庁内LANの管理に関すること。 ② 被災情報、復旧・復興の実施状況、安否情報その他統括班から収集を依頼された情報などの収集、整理及び集約に関すること。 |
| | 秘 書 広 報 班 | 秘書広報課長 (秘書広報課員) | ① 対策本部長、副本部長との調整に関すること。 ② 武力攻撃災害による被災状況や市の活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関すること。 ③ 市の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関すること。 |
| 総 務 部 | 職 員 班 | 職員課長 (職員課員) | ① 国民保護措置従事職員の健康管理及び公務災害に関すること。 ② 国民保護措置従事職員の食糧等の確保に関すること。 ③ 国民保護措置従事職員のローテーション管理に関すること。 |
| | 管 財 班 | 管財課長 (管財課員) | ① 庁舎の保全対策に関すること。 ② 市有財産の被災状況及び保全対策に関すること。 |
| | 資 産 税 班 | 資産税課長 (資産税課員) | ① 資産税の相談に関すること。 |
| | 市 民 税 班 | 市民税課長 (市民税課員) | ② 市民税の相談に関すること。 |

| | | | |
|-----|-------|--|--|
| | 納税班 | 納税課長 (納税課員) | ① 納税の相談に関する事。 |
| | 安置班 | 行革室長 (行革室員) ※状況に応じて各部各班からの応援より結成 | ① 遺体安置所の運営・廃止に関する事。 |
| | 会計班 | 会計課長 (会計課員) | ① 市復旧・復興対策本部の歳入歳出外現金の出納に関する事。 ② 義援金等の受入、管理・保管に関する事。 |
| 企画部 | 企画班 | 企画課長 (企画課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 救援物資の受入れに関する事。 ③ 食糧及び生活必需品の確保に関する事。 ④ ボランティア総合窓口に関する事。 ⑤ 部内の他班に属さないこと。 |
| | 基地対策班 | 基地対策課長 (基地対策課員) | ① 市内米軍基地及び関係機関との連絡調整に関する事。 ② 市内米軍基地等の被災情報に関する事。 ③ 他班の協力支援に関する事。 |
| | 財政班 | 財政課長 (財政課員) | ① 武力攻撃災害対策の予算措置に関する事。 |
| | 参画交流班 | 男女共同参画・交流課長 (男女共同参画・交流課員) | ① 市内在住外国人の把握に関する事。 ② 市内在住外国人の復旧・復興支援に関する事。 |
| 福祉部 | 生活福祉班 | 生活福祉課長 (生活福祉課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 被災者の生活保護に関する事。 ③ 行旅病人及び行旅死亡人対策に関する事。 ④ 市内の社会福祉施設の復旧支援に関する事。 ⑤ 部内の他班に属さないこと。 ⑥ 他班の協力支援に関する事。 |
| | 介護長寿班 | 介護長寿課長 (介護長寿課員) | ① 高齢者等の復旧・復興支援に関する事。 ② 介護保険に関する事。 ③ 市内の介護福祉施設の復旧支援に関する事。 ④ 他班の協力支援に関する事。 |

| | | | |
|-----|--------|------------------------|---|
| | 障がい福祉班 | 障がい福祉課長 (障がい福祉課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 障がい者等の復旧・復興支援に関する事。 ② 市内の障がい者福祉施設の復旧支援に関する事。 ③ 他班の協力支援に関する事。 |
| | 児童家庭班 | 児童家庭課長 (児童家庭課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 母子及び父子家庭等の復旧・復興支援に関する事。 ② 児童館等施設の復旧に関する事。 ③ 他班の協力支援に関する事。 |
| | 保育班 | 保育課長 (保育課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 応急保育に関する事。 ② 市内の保育施設の復旧支援に関する事。 |
| 市民部 | 市民生活班 | 市民生活課長 (市民生活課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 市民相談に関する事。 ③ 防犯対策に関する事。 ④ 自治会との連絡調整に関する事。 ⑤ 部内の他班に属さない事。 |
| | 市民班 | 市民課長 (市民課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 安否情報リストの作成及び照会・回答に関する事。 ② 埋火葬許可に関する事。 ③ 戸籍等に関する事。 |
| | 環境班 | 環境課長 (環境課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 廃棄物の処理に関する事。 ② 武力攻撃災害被災地域の防疫に関する事。 ③ し尿処理に関する事。 ④ 動物の死体の処理に関する事。 ⑤ 危険動物等の対策に関する事。 |
| | 市民健康班 | 市民健康課長 (市民健康課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 感染症予防に関する事。 ② 赤十字に関する事。 ③ 健康相談に関する事。 ④ 医療機関との連絡調整に関する事。 ⑤ 医薬品及び衛生資材の確保に関する事。 |
| | 国保班 | 国民健康保険課長 (国民健康保険課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 国民健康保険に関する事。 ② 収容避難所の運営に関する事。 |
| | 年金班 | 年金課長 (年金課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 国民年金に関する事。 ② 収容避難所の運営に関する事。 |

| | | | |
|-------|--------|-----------------------------|---|
| 都市計画部 | 都市計画班 | 都市計画課長 (都市計画課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 都市計画街路等の復旧に関する事。 ③ 部内の他班に属さない事。 |
| | みどり推進班 | みどり推進班 (みどり推進課員) | ① 所管する都市公園施設の復旧に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| | 区画整理班 | 区画整理課長 (区画整理課員) | ① 救援物資等の輸送に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| | 建築指導班 | 建築指導課長 (建築指導課員) | ① 建築相談に関する事。 ② 建築物の応急修理の指導に関する事。 |
| | 被害調査班 | 建築指導課長 (各部各班からの派遣により班結成) | ① 市域の建物の被害調査に関する事。 ② 武力攻撃災害により、建物等が被災したことを証明する証明書の発行に関する事。 |
| | 市街地整備班 | 市街地整備課長 (市街地整備課員) | ① 救援物資等の輸送に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| | 検査班 | 検査課長 (検査課員) | ① 救援物資等の輸送に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| 経済部 | 農政班 | 農政課長 (農政課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 農産物の災害、共済事業に関する事。 ③ 農業者の復旧・復興支援に関する事。 ④ 部内の他班に属さない事。 |

| | | | |
|-----|-------|--------------------|---|
| | 畜水産班 | 畜水産課長 (畜水産課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 ② 種苗、家畜飼料等の調達・斡旋に関すること。 ③ 畜産・水産者の復旧・復興支援に関すること。 |
| | 農村整備班 | 農村整備課長 (農村整備課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 農地・農業用施設等の災害復旧支援に関すること。 |
| | 商工班 | 商工課長 (商工課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 商工業施設等の復旧支援に関すること。 ② 復興のための商工業金融対策等の実施に関すること。 ③ 商工業団体との連絡調整に関すること。 ④ 労働関係機関との連絡調整に関すること。 ⑤ 復帰住民、被災者の就職支援に関すること。 |
| | 観光班 | 観光課長 (観光課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 観光施設の復旧支援に関すること。 ② 観光の復興に関すること。 ③ 観光客に対する広報に関すること。 |
| 建設部 | 土木班 | 土木課長 (土木課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 部内の連絡調整に関すること。 ② 道路等の公共土木施設の復旧に関すること。 ③ 地すべりや急傾斜箇所等の対策に関すること。 ④ 部内の他班に属さないこと。 |
| | 維持管理班 | 維持管理課長 (維持管理課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 所管する道路の管理に関すること。 ② 河川の管理に関すること。 ③ 水防に関すること。 ④ 他班の協力支援に関すること。 |
| | 建築工事班 | 建築工事課長 (建築工事課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 応急仮設住宅の設置に関すること。 ② 他班の協力支援に関すること。 |
| | 用地班 | 用地課長 (用地課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 公共施設用地等の取得に関すること。 ② 他班の協力支援に関すること。 |

| | | | |
|-------|--------|----------------------|---|
| | 下水道建設班 | 下水道建設課長 (下水道建設課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 下水道施設の復旧に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| | 下水道管理班 | 下水道管理課長 (下水道管理課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 仮設トイレの設置、撤去等に関する事。 ② 下水道施設の維持管理に関する事。 ③ 他班の協力支援に関する事。 |
| 水道局 | 水道総務班 | 水道総務課長 (水道総務課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 水道局内の連絡調整に関する事。 ② 水道局庁舎の復旧・維持管理に関する事。 ③ 水道局職員の公務災害に関する事。 ④ 水道局職員の健康管理に関する事。 ⑤ 水道施設復旧の予算措置に関する事。 ⑥ 水道局内の他班に属さない事。 |
| | 工務班 | 工務課長 (工務課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 水道施設の復旧に関する事。 ② 水質に関する事。 |
| | 管理班 | 管理課長 (管理課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 水道施設の復旧・維持管理に関する事。 ② 給水に関する事。 |
| | 料金班 | 料金課長 (料金課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 水道料金に関する事。 |
| 教育委員会 | 教育総務班 | 教育総務課長 (教育総務課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 教育施設等復旧の予算措置に関する事。 ③ 教育行政の相談に関する事。 ④ 部内の他班に属さない事。 |
| | 施設班 | 施設課長 (施設課員) | <ul style="list-style-type: none"> ① 所管する施設の復旧に関する事。 ② 所管する施設の維持管理に関する事。 |

| | | | |
|-----|--------|---|---|
| | 社会教育班 | 社会教育課長 (社会教育課員) | ① 他班の協力支援に関する事。 |
| | 社会体育班 | 社会体育課長 (社会体育課員) | ① 所管する施設の復旧に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| | 公民館班 | 公民館長 (公民館員) | ① 所管する施設の復旧に関する事。 ② 他班の協力支援に関する事。 |
| 指導部 | 学務班 | 学務課長 (学務課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 学用品の確保及び給与に関する事。 ③ 部内の他班に属さない事。 |
| | 指導班 | 指導課長 (指導課員) | ① 教員の確保に関する事。 ② 教育相談に関する事。 ③ 応急教育に関する事。 ④ 幼児児童生徒のPTSDに関する事。 |
| | 給食センター | 給食センター長 (給食センター員) | ① 所管する施設の復旧に関する事。 ② 学校給食に関する事。 ③ 収容避難所への給食に関する事。 |
| | 指導支援班 | 教育研究所長 青少年センター長 (教育研究所員、 青少年センター員) | ① 他班の協力支援に関する事。 |
| | 文化部 | 文化課長 (文化課員) | ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 所管する施設の復旧に関する事。 ③ 文化財の保護、修復に関する事。 ④ 部内の他班に属さない事。 |

| | | | |
|------------------|-----------------------|--|---|
| | 芸 術 振 興 班 | 芸術振興課長 (芸術振興課員) | ① 所管施設の復旧に関する事 ② 他班の協力支援に関する事 |
| | 図 書 館 班 | 図書館長 (図書館員) | ① 所管施設の復旧に関する事 ② 他班の協力支援に関する事 |
| | 市 史 編 纂 班 | 市史編纂課長 (市史編纂課員) | ① 他班の協力支援に関する事 |
| 消 防 本 部 | 消 防 総 務 班 | 消防総務課長 (消防総務課員) | ① 部内の連絡調整に関する事 ② 消防職員、団員の公務災害及び健康管理に関する事 ③ 消防施設の復旧、維持管理に関する事 ④ 部内の他班に属さない事 |
| | 警 防 班 | 警防課長 (警防課員) | ① 武力攻撃災害の鎮圧に関する事 ② 関係機関との連絡調整に関する事 |
| | 予 防 班 | 予防課長 (予防課員) | ① 危険物施設等の保安に関する事 |
| | 消 防 班 | 各消防署長 (各消防署員) | ① 武力攻撃災害の鎮圧に関する事 ② 救急・救助に関する事 ③ 行方不明者の捜索に関する事 ④ 他班への協力支援に関する事 |
| 支 援 部 | 支 援 班 | 議会事務局長 農業委員会局長 (議会、選管、監査、 農業委員会の局員) | ① 市復旧・復興対策本部への協力支援に関する事 |

2 実施体制

市長は、武力攻撃災害から、復旧・復興の必要があると認めるときは、市復旧・復興対策本部を設置し、市域の復旧・復興を推進するものとする。

市復旧・復興対策本部の組織体制は、市対策本部組織を移行させたものとし、設置期間は概ね復旧・復興が完了したと認められるまでとする。

なお、市復旧・復興対策本部の各部各班の主な事務分掌は、本マニュアルの 1 復旧・復興段階の市の組織体制及び主な事務分掌によるものとする。

3 復旧

(1) 活動方針

市は、武力攻撃事態の状況が終息した後は、速やかに、武力攻撃災害の復旧を行い、一日も早い日常生活の安定を図る。この際、ライフライン関係の復旧を最優先事項として取り組むものとする。

(2) 実施概要

復旧については、その状況によるところが大きいため、大綱を計画する。

復旧に要する財政措置については、事態終了後に整備される法律や各種支援制度などに基づき的確かつ迅速に対応するものとする。

| | |
|----------|---|
| 特殊標章等の回収 | 統括情報部統括班は、国民保護従事職員等に交付した特殊標章を回収。 |
| 損害賠償 | 統括情報部統括班は、市民からの不服申立て、争訟等の処理の統括を行う。 |
| 住宅の復旧 | 建設部建築工事班は、国や県、関係機関・団体と連携して応急仮設住宅の建設に必要な資材及び応急修理に必要な資材を調達する。 |
| 公共施設の復旧 | 関係各班は、所管する公共施設の被害状況を把握し、早急に復旧するよう努めるものとする。特に道路や水道施設、下水道施設等については、復旧・復興や市民生活、経済活動の基盤となることから迅速かつ的確に実施するものとする。 また、統括情報部統括班及び情報班は、市域の停電状況の把握に努め、沖縄電力（株）に復旧の要請を行う。 |
| 教育施設の復旧 | 教育部施設班及び関係各班は、学校教育の早期再開のため学校教育施設の被害状況を把握し、復旧に努める。なお、復旧に時間を要する場合は、代替施設を確保し、学校教育の早期再開について体制を整えるものとする。 また、幼児児童生徒の学用品の被災状況を把握し、必要な対応を実施するとともに、幼児児童生徒のカウンセラーの必要性について検討し、実施する。 |

| | |
|-----------|--|
| 廃棄物の処理 | 市民部環境班は、災害時により発生する大量の廃棄物を迅速かつ的確に処理するため、回収体制、分別等の指導体制を確立し、衛生環境の確保を図る。 |
| 農林畜水産業の復旧 | <p>経済部関係各班は、以下について迅速に対応する。</p> <p>① 農林畜水産施設の復旧 武力攻撃災害により被害を受けた農地、農業用施設、農道、畜水産施設等について、農林畜水産業者が速やかに生産活動に移行できるよう復旧支援に努めるものとする。</p> <p>② 種苗、生産資材等の調達・斡旋 武力攻撃災害によって再作付が必要な場合には、種苗及び生産資材等の調達支援・斡旋を行う。</p> <p>③ 家畜の防疫 国や県、関係機関と連携し、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対して消毒方法、清潔方法またはねずみ族、昆虫等の駆除方法を実施するよう指導する。 また、家畜伝染病予防の必要があると認められるときは、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し、家畜防疫員の検査、注射、投薬等の指導を行う。</p> |

4 復興

(1) 活動方針

市は、復帰後、地域住民相互の助け合いを促進し、自助・共助・公助の連携による地域協働復興を進め、生活復興と市土復興を一体として行い、市民生活の再建を速やかに行う。

(2) 実施概要

復興については、その状況によるところが大きいため、大綱を計画する。

復興に要する財政措置については、事態終了後に整備される法律や各種支援制度などに基づき的確かつ迅速に対応するものとする。

| | |
|--------|---|
| 市街地の復興 | 市復旧・復興対策本部は、市街地復興の目標を定め、市民生活の再建を図る。 |
| 商工業の復興 | <p>経済部商工班は、以下の対策を行う。</p> <p>1 復興のための商工業金融対策の実施 市は、武力攻撃災害により被災した中小企業者に対する資金対策として、金融機関の融資並びに特別金融対策資金の貸付、信用保証協会による融資の保証等により、事業の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行</p> |

| | |
|-----------|--|
| | <p>われるよう国や県、関係機関と調整する。</p> <p>2 被災者の就職支援</p> <p>市は、武力攻撃災害等により職を失った被災者に対する就職支援は、ハローワークなどの労働関係機関と連携した支援を実施し、被災した地域の雇用の確保に努めるものとする。</p> |
| 農林畜水産業の復興 | <p>経済部関係各班は、被害を受けた農林畜水産業者及び団体に対し、復興資金の融通及び既往貸付資金に係る貸付期限の延長措置等について指導斡旋を行い、農林畜水産業の生産力の維持と経営の安定を図るものとする。</p> |
| 教育の復興 | <p>市教育委員会は、公立の学校において必要とする教員を確保するため必要な事項を県に要請し、安定した学校教育の復興を進めるものとする。</p> |
| 文化財の復興 | <p>市教育委員会は、文化財の保護に関し、必要な措置を行う。</p> |

5 被害調査等の体制

市長は、市域の被害が甚大で、被害状況を把握するために、被害調査班の結成が必要と認めるときは、都市計画部に被害調査班を結成し、市域の被害調査を実施する。

この場合、班長を建築指導課長とし、班員については、各部各班から応援を得て実施する。応援人数の調整等については、市復旧・復興対策本部で協議するものとする。

被害調査の方法は、うるま市地域防災計画 第7章 第3節 り災証明書によるか、国・県からの示される方法で実施するものとする。（調査方法については、統括情報部統括班と要調整）

り災証明についても、被害調査の方法と同様に、うるま市地域防災計画によるり災証明書様式によるか、国・県から示される様式で発行する。（統括情報部統括班と要調整）

また、証明書の発行については、各庁舎等に窓口を設置し、被害調査の結果を踏まえて申し出により発行するものとする。

緊急避難実施マニュアル

このマニュアルは、武力攻撃事態や緊急対処事態の認定前に突発的に発生した武力攻撃事態等（テロやゲリラ、ミサイル攻撃等）から速やかに住民に対し、避難指示等が行えるよう定めたものである。

1 留意点

当初の段階では、大規模な事故か武力攻撃なのかを見極める必要がある。武力攻撃の可能性が少しでもあれば、即緊急事態連絡室等を設置し、しかるべき措置を講じる。

住民の避難について、当初は屋内の避難が主になるが、攻撃の種類により避難の方法が異なることから、迅速かつ的確な情報収集を実施し、住民に対して正確な情報伝達が重要となる。

また、この段階において、国から対策本部を設置すべき市の指定を受けてないことも予想しておく必要がある。

2 想定される攻撃

- (i) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (ii) ミサイル（弾道ミサイル、巡航ミサイル）による攻撃
- (iii) 生物化学兵器（NBC）による攻撃

3 実施体制

国から対策本部を設置すべき市の指定を受けていないときで、緊急避難を実施する場合の市の組織体制は、市緊急事態連絡室体制とし、各部各班の事務分掌は、本マニュアル 4 緊急避難段階の市の組織体制及び主な事務分掌とする。

また、国から対策本部を設置すべき市の指定を受けたときは、遅滞なく市対策本部に移行する。このとき、市の組織体制及び主な事務分掌については、資料編 避難実施マニュアルに移行するが、避難実施マニュアルは時間的余裕のない緊急避難を想定していないことから、各部各班は、緊急避難実施マニュアルの主な事務分掌も併せて行うものとする。

なお、緊急避難を実施する場合の優先順位は、人命を最優先するものとすることから、全庁をあげて住民の緊急避難を支援するものとする。

4 緊急避難段階の市の組織体制及び主な事務分掌

| 部名 | 班長 (班員) | 事 務 分 掌 |
|---------|----------------------------|--|
| | 各部共通 | ① 所管する施設及び管内の被災情報等に関すること。 ② 関係機関との連絡調整に関すること。 |
| 緊急事態連絡室 | 助役 (総務課員) | ① 武力攻撃の種類、被害状況、被害地域等の情報収集。 ② 消防、警察、海保、自衛隊等の関係機関との連絡調整の強化。 ③ 国や県、関係機関との連絡調整。 ④ 避難指示等の伝達。 ⑤ 防災行政無線に関すること。 ⑥ 各部への連絡。 |
| 総務部 | 総務部長 (総務課員を除く 総務部職員) | ① 一時、収容避難所の開設に関すること。 ② 輸送車両の確保に関すること。 ③ 避難住民の車両輸送に関すること。 ④ 職員の非常招集に関すること。 ⑤ 職員の公務災害に関すること。 |
| 企画部 | 企画部長 (企画部職員) | ① 輸送車両の確保に関すること。 ② 食糧及び生活必需品の確保に関すること。 ③ 市内米軍基地等の状況に関すること。 ④ 市内在住外国人の把握に関すること。 |
| 福祉部 | 福祉部長 (福祉部職員) | ① 市内の要援護者（高齢者、障がい者等）の把握に関すること。 ② 要援護者（高齢者、障がい者等）の避難支援に関すること。 ③ 市内の関係機関・団体（福祉施設、介護施設、障がい者施設等）との連絡調整、避難支援に関すること。 ④ 保育園児の安全確保に関すること。 ⑤ 市内保育施設との連絡調整、避難支援に関すること。 |
| 市民部 | 市民部長 (市民部職員) | ① 住民基本台帳、外国人登録台帳等の重要書類の保管に関すること。 ② 自治会長との連絡調整に関すること。 ③ 救護所の設置に関すること。 ④ 救護班の編成・派遣に関すること。 ⑤ 医療機関との連絡調整に関すること。 ⑥ 避難所の運営に関すること。 |
| 都市計画部 | 都市計画部長 (都市計画部職員) | ① 一時避難所（都市公園）の開設に関すること。 ② 避難住民の輸送に関すること。 ③ 住民の避難誘導に関すること。 |

| | | |
|-------|---|--|
| 経済部 | 経済部長 (経済部職員) | ① 市内観光施設への連絡調整に関する事。 ② 食糧及び生活必需品の確保に関する事。 ③ 住民の避難誘導に関する事。 ④ 一時避難所(農村公園)の開設に関する事。 |
| 建設部 | 建設部長 (建設部職員) | ① 通行不能箇所の把握に関する事。 ② 交通規制に関する事。 ③ 緊急通行路の確保に関する事。 ④ 仮設トイレの設置に関する事。 |
| 水道局 | 水道部長 (水道局職員) | ① 水道局職員の非常招集に関する事。 ② 水道局職員の公務災害に関する事。 ③ 給水体制に関する事。 |
| 教育委員会 | 教育部長 指導部長 文化部長 (教育委員会職員) | ① 職員の非常招集に関する事。 ② 職員の公務災害に関する事。 ③ 収容避難所(小中学校)の開設支援に関する事。 ④ 幼児児童生徒の安全確保に関する事。 ⑤ 文化財の保護に関する事。 |
| 消防本部 | 消防長 (消防職員) | ① 消防職員、団員の非常招集に関する事。 ② 消防職員、団員の公務災害に関する事。 ③ 武力攻撃災害の警戒及び鎮圧に関する事。 ④ 救急・救助に関する事。 ⑤ 医療機関との連絡調整に関する事。 ⑥ 県内消防応援隊及び緊急消防援助隊に関する事。 ⑦ 危険物施設等の保安に関する事。 ⑧ 住民の避難誘導に関する事。 ⑨ 救護所の設置に関する事。 ⑩ 市域の被害情報の収集に関する事。 |
| 支援部 | 議会事務局長 農業委員会局長 (議会、選管、監査、 農業委員会局員) | ① 各部局の応援に関する事。 |

5 想定する緊急避難

(i) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難は、攻撃の排除活動と並行して行われることが予想されることから、現場の警察、海保、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、地域住民を要避難地域外に避難させる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、避難所等に移動させる。

(ii) ミサイル（弾道ミサイル、巡航ミサイル）による攻撃

ミサイル攻撃については、事前に発射の兆候を察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。この場合、市域全域に着弾する可能性もあり得るものとして、国や県から警報等が発令されたときは、防災行政無線等でコンクリート造り等の施設や建築物などに退避するよう呼びかける。

(iii) 核生物化学兵器（NBC）による攻撃

核生物化学兵器による攻撃は、通常兵器による攻撃に比べ対処方法が異なる。

① N（核）攻撃

| | |
|------|---|
| 要点 | <ul style="list-style-type: none">爆風、熱線、放射線への対応。被災者の感染等の有無。 |
| 防護 | <ul style="list-style-type: none">核爆発の方向を見ない、帽子、スカーフ、長袖シャツ、長ズボンをつけて避難する。（できるだけ肌を露出させない）屋外にいた場合は、身につけていた衣服等を脱ぎ、2重にしたポリ袋により密封する。また石けんで全身をくまなく洗う。汚染の危険のある食品・飲料水の摂取は避ける。水で濡らした布で口と鼻を覆う（内部被ばくの予防） |
| 避難指示 | <ul style="list-style-type: none">風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難。 |
| 屋内退避 | <ul style="list-style-type: none">換気装置を止める。ドアや換気口をガムテープなどで目張りする。別途避難の指示があるまで外出禁止。 |
| 治療 | 専門医による治療 <ul style="list-style-type: none">医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施。 |
| 市の措置 | <ul style="list-style-type: none">核攻撃による災害が発生した場合、国や県対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告。措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行う。 |

② B（生物兵器）攻撃

| | |
|------|---|
| 要点 | <ul style="list-style-type: none">被災者の除染、感染等の有無。 |
| 防護 | <ul style="list-style-type: none">口と鼻をマスクや数層に重ねた布で覆う。皮膚を覆う。石けんで肌を洗浄する。汚染された衣服などをビニール袋に入れて密閉する。 |
| 避難指示 | <ul style="list-style-type: none">風下方向に拡散する生物剤を避けて遠くに離れる。危険区域内の住民を区分して避難させる。 |
| 屋内退避 | <ul style="list-style-type: none">換気装置を止める。ドアや換気口をガムテープなどで目張りする。 |

| | |
|------|---|
| 治療 | <p>専門医による治療とワクチン接種。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病状が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置。 ・ 国や県からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動。 |
| 市の措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じてワクチン接種を行う。 ・ 感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国・県の指示の下で、感染範囲の把握及び感染源を特定し、関係機関と連携して消毒、除去等の措置を実施する。 |

③ C（化学兵器）攻撃

| | |
|------|---|
| 要点 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の除染、感染等の有無。 |
| 防護 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 口と鼻をマスクや数層に重ねた布で覆う。 ・ 皮膚を覆う。 ・ 汚染された衣服などをビニール袋に入れて密閉する。 |
| 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 風下を避けて遠くに離れる。 ・ 専門的知識のある人間による被災者の救援。 |
| 屋内退避 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓のない奥まった部屋に退避。 ・ 換気装置を止める。 ・ ドアや換気口をガムテープなどで目張りする。 |
| 治療 | <p>専門医による治療。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動。 |
| 市の措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集。 |

④ 武力攻撃原子力災害への対処

本市域ホワイトビーチに寄港する原子力艦が武力攻撃等により被災し、放射能漏れ等、地域に影響がでると予測される場合には、うるま市地域防災計画 第6章 原子力災害応急対策計画に準じて対応するものとする。

【避難実施要領のパターン作成にあたって（避難マニュアル）】

基本指針の記載（P 27 抜粋）

- 市は、関係機関（教育委員会など当該市の各執行機関、消防、県、県警察、中城海上保安署、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。
- 市は、当該市の住民に対し、避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。

○ 避難実施要領について

市長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動にあたる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載されている「市の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

○ 避難実施要領のパターン作成について

市において、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものでは全くない。平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から、避難の指示を行う県と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、市が、国民保護担当部署を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

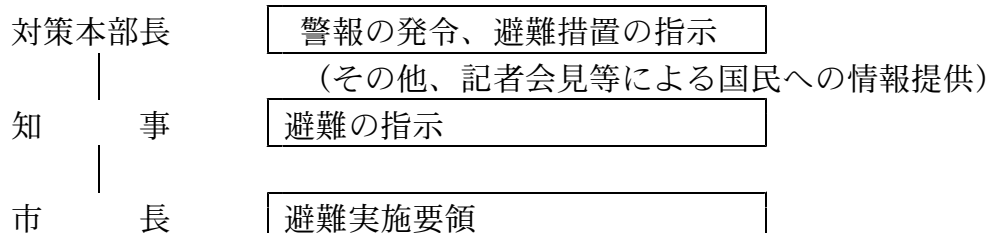
かかる点を前提として、以下において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例を示すものである。

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設等に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

避難実施要領（一例）

うるま市長
○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動につ

いて周知する。

(※) 津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

2 避難誘導の方法

・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、当該市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

(※) 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

(※) 現在調査を行っている全国瞬時警報システム(J-alert)が配備された場合には、国において、各市の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個人々人のとるべき対応を周知徹底する(その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。)

・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所(やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法)に止めるよう周知する。

・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる(その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。)とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品(あれば)を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(※) このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防、県警察又は中城海上保安署等に連絡するよう周知すること。

・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

(※) 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

3 その他の留意点

・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。

・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

(※) 例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアではなく、地下の食品売場に誘導するように協力を求めるといった方法も考えられる。

- 4 職員の配置等
職員の体制及び配置については、別に定める。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、中城海上保安署等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定にあたっては、各執行機関、消防、県、県警察、中城海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

(避難に比較的余裕がある場合の対応)

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

(昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応)

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防、中城海上保安署、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領（一例）

うるま市長
○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性あることを踏まえ、警報を発令し、うるま市○○地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

うるま市は、A・B・C地区住民約500名を本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、市車両及び民間大型バスにより、○○市・○○小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、中城海上保安署、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

(※) 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

(※) 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

(※) 原子力艦が寄港するホワイトビーチ周辺における避難については、原子力災害が発生するおそれがある場合には、住民に対し、屋内避難を指示するとともに、被害が及ぶおそれがある地域に対して、他の地域への避難の準備又は避難を行わせる。この場合において、地理的条件や交通事情を勘案し、県警察の意見を聴いた上で、自家用車を交通手段として示すことができる。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の○○市・○○小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(※) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防、県警察、中城海上保安署、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

(※) 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A地区

約200名、A公民館、市保有車両×4 ○○バス2台

(イ) B地区

約200名、B公民館、○○バス×大型バス4台

(ウ) C地区

約100名、C公民館、○○バス×大型バス2台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

○○日15:30、A・B・C公民館

ウ 避難経路

国道○○号（予備として県道○○号及び○○号を使用）

(※) バス等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

(※) 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。

(※) 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。

(※) 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策等、移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。

キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

- (※) 都心部においては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。
- (※) 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

(5) 一時避難場所への移動

- ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。
- イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ウ 自力避難困難者の避難
市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。
- 〇〇病院の入院患者5名は、〇〇病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
 - △△老人福祉施設入居者25名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。
 - その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

- (※) 福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

- ア 市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- イ 避難誘導は、17：30までに終了するよう活動を行う。

- (※) 「正常化の偏見」(p 23参照)を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- 市の職員及び消防職団員は、誘導にあたっては、以下の点に留意すること。
- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
 - ・ 市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
 - ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
 - ・ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

- (※) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、都市部等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさない

ように住民に促す。

エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。

オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(※) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

(※) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割 別に示す。

4 連絡・調整先

ア バスの運行は、県〇〇課及び県警察と調整して行う。

イ バス運転手、現地派遣の県職員及びうるま市職員との連絡要領は、別に示す。

ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。

エ 対策本部設置場所：うるま市役所

オ 現地調整所設置場所：〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇市〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇市の支援を受ける。

(昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難)

避難実施要領 (一例)

うるま市長
○月○日○時現在

(1) 事態の状況

○○日○時○分に○○地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、○○地域で戦闘が継続している状況にある (○○日○時現在)。

(2) 避難誘導の全般的方針

○○地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、中城海上保安署及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

(※) ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、中城海上保安署、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

(※) 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

(※) 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

(3) 避難の方法 (状況の変化とともに、逐次修正)

○○時現在

○○地区については、○○道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、・・・

○○地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

(※) 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、中城海上保安署及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。

(※) 現地調整所で、県警察、中城海上保安署、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

(4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、○○地点の救護所、○○病院に誘導し、又は搬

送する。NBC 攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

(※) DMAT (Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

(5) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(都市部における化学剤を用いた攻撃の場合)

避難実施要領（一例）

〇〇市長
〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤（〇〇剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の〇〇市〇〇1丁目及び2丁目の地域及びその風下となる地域（〇〇1丁目～5丁目）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

うるま市は、要避難地域の住民約2000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇1丁目～5丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、海上保安庁、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(※) 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

(2) 市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員〇名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整にあたらせる。また、現地で活動する県警察、消防、中城海上保安署、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整にあたらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集にあたらせる。

(※) NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施にあたることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、

介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。
エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

(4) 避難所の開設等

ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(※) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(※) NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。
特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割別に示す。

4 連絡・調整先

- ア 対策本部設置場所：うるま市役所
- イ 現地調整所設置場所：〇〇

避難実施要領（一例）

うるま市長
○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

武装工作員が侵入したとの情報がある〇〇石油コンビナートについては、当該施設に対する攻撃が行われた場合には、当該施設からガスの漏洩拡散や爆発のおそれがあるため、対策本部長は、警報を発令し、爆発が発生した地区周辺のうるま市〇〇1丁目の地域及びその風下となる地域（〇〇2丁目～6丁目）を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

知事は、避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

現時点では、予防的な避難であり、爆発の影響が予想される〇〇地域の住民については、可能な限り、地域外に移動するとともに、爆発が差し迫った場合は、市長は、別途屋内退避を指示する。

(※) 石油コンビナートについては、生活等関連施設として、施設の管理者が安全確保のための措置を講ずるとともに、事態に照らして特に必要な場合には、県公安委員会又は第十一管区海上保安本部長が施設の周辺について、立入制限区域を指定することとなっている。

(※) 石油コンビナート災害への対処については、武力攻撃事態等においても、石油コンビナート等災害防止法が適用されることとされている（法第104条）。

(※) 石油コンビナートによる災害においては、液化石油ガスなどの可燃性物質の爆発などの他、ガスの漏洩拡散なども考えられる。

特に、ガスの漏えいの危険性がある場合においては、その時点の気象状況、風向、地形等により拡散の範囲が決まることから、周辺住民の居住状況（高圧ガス保安法により、高圧ガス施設は一定の民家等との保安距離が確保されている。）等を考慮しつつ、風上や風横に住民を避難誘導し、又は屋内への避難を行わせる必要がある。

また、大規模な爆発が発生した場合（ファイヤーボール（BLEVE）の発生等）については、その影響（爆風、放射熱、破片の飛しょう等）が広範囲に及ぶ可能性があることから、その影響を勘案した広範囲な避難を考える必要がある。このため、事態の状況を見極めながら、可能な限り予防的に影響が予想される地域の範囲外に住民を避難させるとともに、時間や場合により、屋内に避難させることも考慮する必要がある。

2 避難誘導の方法

うるま市は、要避難地域の住民200名について、特に爆発周辺の地域（〇〇1丁目）については、直ちに住民は現場を離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇2丁目～6丁目の住民については、屋内への退避を行うよう周知徹底をする。

(1) 避難誘導の全般的方針

(※) 住民の避難については、対策本部長の避難措置の指示の内容に沿って行うことを基本とするが、緊急の場合には、市長は、事業者と協議して、予防的にでも退避を指示し、又は屋内への退避を指示することが必要である。

(※) 特別防災区域に所在する特定事業所においては、防災管理者又は副防災管理者が選任されるとともに、自衛防災組織が組織されていることから、これらの者と連絡を取りながら、対応を決めることが必要である。

(2) 市における体制、職員派遣

- ア 市対策本部の設置
市長を長とする市対策本部を設置する。
- イ 職員の現地派遣

職員○名を○○石油コンビナート周辺に派遣し、現地の調整にあたらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、中城海上保安署等及び自衛隊と共に、現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整にあたらせる。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員をとして派遣して、活動調整や情報収集にあたらせる。

(※) 自衛隊、中城海上保安署及び県警察による攻撃への排除活動と避難や救助等の活動との連携が確保されるよう、関係機関による現地調整所を設置して、対応にあたる必要がある。その際、防災管理者等を含めることにより、施設の特性に応じた迅速な判断を行えるように留意する。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達するほか、関係消防本部等の協力を得て広報車、放送設備、サイレン等により速やかに伝達する。

イ 上記と併用し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、事業者の自衛防災組織の職員、自主防災組織のリーダー及び当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護福祉関係者、障害者団体等への伝達を行う。

エ 担当職員は、報道機関に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 事業所における自衛防災組織との連携の取れた活動を行う。

(4) 誘導に際しての留意点や職員の心得

(略)

(5) 住民に周知する留意事項

(略)

3 各部の役割
別に示す。

4 連絡・調整先

(略)

着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

このため、県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

- ② 一方、離島における避難については、次の対応を基本として対応を検討する。

離島における避難では、島外への避難を前提として考えた場合に、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国及び指定公共機関並びに指定地方公共機関である運送事業者と調整して確保することが基本である。

市では、当該運送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を、運送の拠点となる港湾へ運送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。

(離島からの避難の場合)

避難実施要領（一例）

うるま市長
○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○島に対する武装工作員の侵攻の可能性を考慮し、警報を発令し、うるま市○○島の全島を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・・・・・・。
(対処基本方針の内容、警報の内容、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)
知事は、別添の避難の指示を行ったところである（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

うるま市は、○○島の全域の住民約○○○名について、○○日12:00を目途に避難住民の運送を開始する。避難は、○日～○日の3日かけて行う。

島外への避難住民の運送は、○○港から、○○汽船のフェリー2隻、○○輸送のフェリー3隻をピストン運送して行うこととする。緊急時には、これ以外にも中城海上保安署の船艇・航空機及び海上自衛隊の輸送艦艇が避難住民の運送に当たるよう要請している。

出航便の一時間前に港湾に到着できるよう、○○バスにより、島内を循環して、住民を移動させる。

うるま市は、住民を徒歩により、バス停に集合させるものとし、自家用車の使用は、特別な事情がある場合以外は、認めない。

避難先は、当面の間は、〇〇市の〇〇公民館及び〇〇体育館とする。

(※) 島外への輸送手段については、県が国と、又は市が県と調整して、指定地方公共機関（又は指定公共機関）である運送事業者の輸送手段をチャーターする。

(※) 島内の各地域からフェリーの発着港湾までの移動は、基本的には、市が、島内のバスや公用車両を活用して行う。交通手段が不足する場合は、県警察の意見を聞いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができる。

(2) 事前準備の呼びかけ

全住民に対して、防災行政無線や連絡網（回覧）により、避難のための準備を行うことを呼びかける。

その際、広報車やヘリコプター等を活用して、周知する。

職員は、担当地域を配分して、各自治会単位での避難者リストを、自治会長や消防団長の協力を得て作成する。その際、各地区の避難希望日時の要望を聴取する。

避難用バスの時間等については、防災行政無線や連絡網（回覧）により知らせるとともに、隣近所同士で声を掛け合うように呼びかける。

災害時要援護者については、一般の住民よりも避難に時間を要することから、危急の場合に対応できるよう、早期の避難を促す。また、災害時要援護者支援班を設けて、避難の支援を行う。

(3) 避難所等までの避難

避難所等までは、徒歩により移動する。自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

うるま市は、避難者リストを作成し、各地区の住民は、出来るだけまとまって集団で行動するよう努める。

避難の最終日においては、避難者リスト等に基づき、残留者を個別訪問して、避難の有無を確認する。

(※) 島外への避難の手段が限られることから、可能な限り、残留者が取り残されないような個別訪問等の対応を心がける。

(4) 港湾における対応

港湾においては、避難連絡所を設置して、職員が、作成した避難者リストにより避難住民の確認を行う。また、各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行うとともに、順次、住民を落ち着いて、乗船させるとともに、食料や飲料水を配給する。

(5) 避難先における対応

避難先の港湾においては、連絡所を設置し、県の支援により、〇〇公民館、〇〇体育館までの輸送手段の調整を行う。

※ 誘導に際しての留意点、各部の役割、連絡・調整先等の記載は略。

(避難誘導における留意点)

1. 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の大都市部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の大都市部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防、中城海上保安署、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 離島については、県による船舶等の運送手段の確保と並行しながら、島内における運送手段の確保や残留者の有無の確認等を行うこととなる。
- 大都市部での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び災害時要援護者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

2. 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導にあたっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- 避難実施要領の策定にあたっては、各執行機関、消防、県、県警察、中城海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。

- 市の対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて、活動調整にあたる必要がある。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。
- また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を（連絡員）として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

3. 住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導にあたっては、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- 災害時要援護者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。
- NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

4. 高齢者、障がい者等への配慮

- 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の災害時要援護者への配慮が重要であり、避難誘導にあたり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の災害時要援護者支援措置を講じていくことが適当と考える。
 - ① 福祉部を中心とした横断的な組織としての「災害時要援護者支援班」の設置
 - ② 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
 - ③ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
 - ④ 一人一人の災害時要援護者のための「避難支援プラン」の策定（地域の災害時要援護者マップを作成する等）等
- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。
- なお、「避難支援プラン」を策定するためには、災害時要援護者情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。

| | | |
|--------|---|--|
| 同意方式 | 住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者を把握し、要援護者本人に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。 | 対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。 |
| 手上げ方式 | （制度を周知した上で、）自ら希望した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。 | 登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要援護者の特定をせずに取り組むと、災害時要支援者となり得る者の全体像が把握できない。 |
| 共有情報方式 | 市が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続きを経たうえで、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、要援護者を特定する方式。 | 情報共有の結果特定される要援護者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要。 |

※ 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）より

5. 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。
- したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整にあたらせることが必要である。
- また、避難誘導の実施にあたり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。
- 避難誘導の実施にあたり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

- 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること（自主防災組織等には特殊標章の交付も）
- 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6. 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、幼児児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が幼児児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する幼児児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

7. 民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。
- 例えば、昼間大都市部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。
- このため、各地域において、こうした取組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

8. 住民の「自助」努力による取組みの促進

- 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人一人が危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
- 各市においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。

※ 攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。

- ・ 爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
- ・ 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
- ・ 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員、警察官又は海上保安官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
- ・ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

※「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房）参考

